

2019 年 10 月 30 日

高知市議会議長 様

会 派 名 市民クラブ

代表者名 近 藤



第 2 四半期政務活動費収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収 入

項 目	金 額 (円)
前 期 繰 越 額	1,310,689
第 2 四半期政務活動費	2,700,000
利 息	9
合 計	4,010,698

2 支 出

項 目	金 額 (円)
調 査 研 究 費	986,510
研 修 費	1,278,740
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0
会 議 費	0
資 料 作 成 費	0
資 料 購 入 費	225,644
広 報 広 聴 費	458,436
人 件 費	0
事 務 諸 費	292,759
合 計	3,242,089

3 収支差引額 (繰越額)

金

768,609 円

2019年10月21日

高知市議会市民クラブ
 団長 近藤 強 様

会派名 市民クラブ
 氏名 近藤 強



第2 四半期政務活動費収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収 入

項 目	金 額 (円)
前 期 繰 越 額	127.515
第2 四半期政務活動費	250.000
利 息	
合 計	377.515

2 支 出

項 目	金 額 (円)
調 査 研 究 費	11,895
研 修 費	111,260
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	
会 議 費	
資 料 作 成 費	
資 料 購 入 費	
広 報 広 聴 費	
人 件 費	
事 務 諸 費	22,956
合 計	145,311

3 収支差引額(繰越額)

金 232,204 円

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	7月1日(月) ~ 9月30日(月)	
	支出先	(株)明神石油	
	目的・内容・結果等	調査に伴うガソリン代 $29.587 \times \frac{3}{8} = 11.095$	
※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。			
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	ガソリン代	11.095
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		10 枚	
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

ENEOS

ENEOS

ENEOS

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2019/07/12(金)12:03
近藤 強 様
売上 UNO現金 2100 0000
レギュラー 1
110100 ¥4550
30.33L @150.0 L-5 N-14

小計 ¥4,550
(内消費税等 ¥337)
合計 ¥4,550
お預かり ¥5000 お釣 ¥450
※上記にて領収書とさせていただきます
期間中当店3000円以上のご利用
で、東京ディズニーランド貸切ナイ
トなど素敵な賞品が当たる!詳しく
は ENEOS 貸切ナイト で検索
★7月1日~9月30日★
No.2480 担当:0100 北本町ss
POS番号01
2019/07/12 釣銭伝票No.0700

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2019/07/18(木)11:59
近藤 強 様
売上 UNO現金 2100 0000
レギュラー 1
110100 ¥2,900
19.33L @150.0 L-5 N-14

小計 ¥2,900
(内消費税等 ¥215)
合計 ¥2,900
お預かり ¥10000 お釣 ¥7100
※上記にて領収書とさせていただきます
期間中当店3000円以上のご利用
で、東京ディズニーランド貸切ナイ
トなど素敵な賞品が当たる!詳しく
は ENEOS 貸切ナイト で検索
★7月1日~9月30日★
No.4534 担当:0100 北本町ss
POS番号01
2019/07/18 釣銭伝票No.1154

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2019/08/06(火)10:00
近藤 強 様
売上 UNO現金 2100 0000
レギュラー 1
110100 ¥4310
28.73L @150.0 L-5 N-14

小計 ¥4,310
(内消費税等 ¥319)
合計 ¥4,310
お預かり ¥10000 お釣 ¥5690
※上記にて領収書とさせていただきます
期間中当店3000円以上のご利用
で、東京ディズニーランド貸切ナイ
トなど素敵な賞品が当たる!詳しく
は ENEOS 貸切ナイト で検索
★7月1日~9月30日★
No.1135 担当:0100 北本町ss
POS番号01
2019/08/06 釣銭伝票No.2614

ENEOS

ENEOS

ENEOS

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2019/08/13(火)13:38
近藤 強 様
売上 UNO現金 2100 0000
レギュラー 1
110100 ¥4170
27.80L @150.0 L-1 N-2

小計 ¥4,170
(内消費税等 ¥309)
合計 ¥4,170
お預かり ¥10000 お釣 ¥5830
※上記にて領収書とさせていただきます
期間中当店3000円以上のご利用
で、東京ディズニーランド貸切ナイ
トなど素敵な賞品が当たる!詳しく
は ENEOS 貸切ナイト で検索
★7月1日~9月30日★
No.3996 担当:0100 北本町ss
POS番号01
2019/08/13 釣銭伝票No.3365

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2019/08/28(水)13:19
近藤 強 様
売上 UNO現金 2100 0000
レギュラー 1
110100 ¥4470
30.20L @148.0 L-5 N-14

小計 ¥4,470
(内消費税等 ¥331)
合計 ¥4,470
お預かり ¥10000 お釣 ¥5530
※上記にて領収書とさせていただきます
期間中当店3000円以上のご利用
で、東京ディズニーランド貸切ナイ
トなど素敵な賞品が当たる!詳しく
は ENEOS 貸切ナイト で検索
★7月1日~9月30日★
No.9123 担当:0100 北本町ss
POS番号01
2019/08/28 釣銭伝票No.4587

納品書(領収書)

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2019/09/01(日)10:25
近藤 強 様
売上 nanaco(Speedpass+) 2100
レギュラー 1
110100 ¥1656
11.19L @148.0 L-5 N-14

小計 ¥1,656
(内消費税等 ¥123)
合計 ¥1,656

カードID [REDACTED]
取引日時 2019/09/01(日)10:24
nanaco支払額 ¥1,656
nanaco残高 ¥0
取引通番 00002
端末ID 01200004200005384163
※上記にて領収書とさせていただきます

ENEOS

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2019/09/01(日)10:27
近藤 強 様
売上 UNO現金 2100 0000
レギュラー / 1
110100 ¥127
0.86L @148.0 L-5 N-14

小計 ¥127
(内消費税等 ¥9)
合計 ¥127
お預かり ¥10000 お釣 ¥9873
※上記にて領収書とさせていただきます
期間中当店3000円以上のご利用
で、東京ディズニーランド貸切ナイ
トなど素敵な賞品が当たる!詳しく
は ENEOS 貸切ナイト で検索
★7月1日~9月30日★
No.0361 担当:0100 北本町ss
POS番号01
2019/09/01 釣銭伝票No.4874

ENEOS

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2019/09/01(日)10:29
近藤 強 様
売上 UNO現金 2100 0000
レギュラー / 1
110100 ¥1165
7.87L @148.0 L-5 N-14

小計 ¥1,165
(内消費税等 ¥86)
合計 ¥1,165
お預かり ¥5000 お釣 ¥3835
※上記にて領収書とさせていただきます
期間中当店3000円以上のご利用
で、東京ディズニーランド貸切ナイ
トなど素敵な賞品が当たる!詳しく
は ENEOS 貸切ナイト で検索
★7月1日~9月30日★
No.0365 担当:0100 北本町ss
POS番号01
2019/09/01 釣銭伝票No.4875

ENEOS

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2019/09/12(木)10:08
近藤 強 様
売上 UNO現金 2100 0000
レギュラー / 1
110100 ¥2799
18.91L @148.0 L-1 N-2

小計 ¥2,799
(内消費税等 ¥207)
合計 ¥2,799
お預かり ¥4000 お釣 ¥1201
※上記にて領収書とさせていただきます
期間中当店3000円以上のご利用
で、東京ディズニーランド貸切ナイ
トなど素敵な賞品が当たる!詳しく
は ENEOS 貸切ナイト で検索
★7月1日~9月30日★
No.4006 担当:0100 北本町ss
POS番号01
2019/09/12 釣銭伝票No.5714

ENEOS

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2019/09/29(日)13:43
近藤 強 様
売上 UNO現金 2100 0000
レギュラー / 1
110100 ¥3440
22.78L @151.0 L-1 N-2

小計 ¥3,440
(内消費税等 ¥255)
合計 ¥3,440
お預かり ¥10000 お釣 ¥6560
上記にて領収書とさせていただきます
期間中当店3000円以上のご利用
で、東京ディズニーランド貸切ナイ
トなど素敵な賞品が当たる!詳しく
は ENEOS 貸切ナイト で検索
★7月1日~9月30日★
No.9961 担当:0100 北本町ss
POS番号01
2019/09/29 釣銭伝票No.7091

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	7月1日(月) ~ 9月30日(月)	
	支出先	近藤 強	
	目的・内容・結果等	8月2~3日 会派視察研修(鹿角島) (自治振興セミナー受講) 研修資料は、国崎豊議員の 報告書に添付 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細、積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	会派視察研修	111,260
	研修費	自治振興セミナー受講	111,260
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数 _____ / 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	7月1日(月) ~ 7月30日(月)	
	支出先	(株)NTTフレッツ	
	目的・内容・結果等	携帯電話代 $(7.763 + 7.776 + 7.261 + 7.653) \times \frac{3}{8} = 11.419$ インターネット代 $(5.616 + 5.616 + 6.102 + 5.741) \times \frac{1}{2} = 11.537$ ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	用途内容の明細、積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費	インターネット・携帯電話代	22,956
	合計	22,956	
	領収証書及び支払証明書添付枚数	4 枚	
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

780-0062
高知市新本町2丁目17-16

郵便区内特別

近藤 強 様



0025275#



019062203018285437

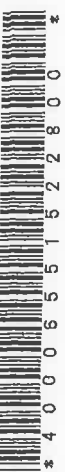


00220651

8T1EFE

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年 6月14日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【還付先】
〒760 高松市観光通1-8-2
-0055 NTT香川ビル
社用コード 8T1-EFE-J-07-23F-000945-60(26)
(000000) 00002



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 3 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2019年 6月ご請求分	13,379円	2019年 7月 1日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTTドコモ分ご請求額 13,379円
(合計) 13,379円
詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報

金融機関名: [REDACTED]

口座番号: [REDACTED]

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***
[REDACTED] 7,763円
[REDACTED] 5,616円

*** ドコモからのお知らせ ***

お知らせは次ページに続きます。

前月ご請求金額 13,437円 (税込)

カケホ/ライトプラン 電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。
(2019年 5月末現在)

ポイントのお知らせ

dポイントがたまる・つかえる街のお店やネットサイトはどんどん拡大中です。
普段よく利用されているあのお店やあのサイトでも、dポイントがたまる・つかえるかもしれません。ぜひ「dポイントクラブサイト」で最新情報をご確認ください。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2019年 6月14日発行)

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)
[REDACTED]

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)

近藤 強 様

2019年 5月ご請求分	
2019年 5月 31日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	13,437円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	[REDACTED]
口座番号 ACCOUNT	[REDACTED]

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

お客様電話番号等
BILLING NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2019年 6月ご請求分

お 知 ら せ

ユニバーサルサービス制度の番号単価の改定に伴い、2019年7月ご利用分からユニバーサルサービス料を1電話番号あたり月額2円(税抜)から3円(税抜)に改定いたします。詳しくはドコモのホームページにてご確認ください。引き続きお客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご 請 求 内 訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】				
◇基本使用料(計)	7,900	7,900	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料(計)	18	18	Xi・SMS通信料	合 算
◇パケット定額料等(計)	2,768	9,500	パケット定額料(シェア)	合 算
		-1,200	パケット定額料(ドコモ光セット割)	合 算
		-1,000	パケット定額料(シェアずっとドコモ割)	合 算
		-4,532	シェアパック分割請求子回線ご負担額	合 算
		0	パック定額通信料	合 算
◇その他ご利用料金等(計)	1,726	1,350	付加機能使用料等	合 算
		0	ドコモWi-Fi利用料	合 算
		324	SDモード決済(料金回収代行/継続課金分)	内 税
		50	請求書発行手数料	合 算
		2	ユニバーサルサービス料	合 算
◇消費税等相当額(計)	967	967	消費税等相当額(合計)	
◇合計	13,379	13,379	合計	(2回線請求分)
<電話番号毎の請求内訳>				
◇基本使用料(計)	2,700	2,700	ご利用期間(5/1~5/31) カケホーダイプラン(スマホ/タブ)	合 算
◇通話料・通信料(計)	18	18	Xi・SMS通信料	合 算
◇パケット定額料等(計)	2,768	9,500	シェアパック10(小容量)定額料	合 算
		-1,200	ドコモ光セット割	合 算
		-1,000	ずっとドコモ割プラス(料金割引)	合 算
		-4,532	シェアパック分割請求子回線ご負担額	合 算
		0	シェアパック分割請求対象額(シェアグループ合計)	8,300円/3回線
		0	※シェアグループ子回線のシェアオプション定額料含む	
		0	当回線におけるシェアパック分割請求ご負担額	2,768円
		0	(参考)当月ご利用データ量(シェアグループ合計)	4.7G(通信速度制限含む)
		0	(参考)当月ご利用データ量	0.4G(通信速度制限含む)
◇その他ご利用料金等(計)	1,726	300	SDモード利用料	合 算

NTTドコモからのお知らせ

各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号等
BILLING NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2019年 6月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
		200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
		380	ケータイ補償サービス利用料 (380)	合 算
		400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
		500	ネットトータルサポート利用料	合 算
		-430	あんしんバックプラス割引	合 算
		300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合 算
		-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算
		324	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	6月請求分 内 税
		50	請求書発行手数料	6月請求分 合 算
		2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります 合 算
◇消費税等相当額 (計)	551	551	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計	7,763	7,763	合計	
			<NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、5月末で 23年4か月となりました。 ○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は5月末で 1年6か月となりました。 ○ポイントのお知らせ 今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、 60です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 6,888円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ○ステージのお知らせ 5月末のステージは、 プラチナステージです。 ※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。 ○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号 (2019年5月31日現在) [REDACTED]	
◇基本使用料 (計)	5,200	5,200	ご利用期間 (5/1~5/31)	
		0	戸建・タイプA/西 (参考) plala利用	合 算 合 算
◇消費税等相当額 (計)	416	416	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計	5,616	5,616	合計	
			<NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、5月末で 3年3か月となりました。 ○ドコモ光/戸建のご契約期間は5月末で 1年3か月となりました。 ○ポイントのお知らせ 今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、 50です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 5,200円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ○ステージのお知らせ 5月末のステージは、 プラチナステージです。 ※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

780-0062
高知市新本町2丁目17-16

郵便区内特別

近藤 強 様



0025202#



019072203015567630



00220594

8T1EFE

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年 7月13日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【速付先】
〒760 高松市観光通1-8-2
-0055 NTT香川ビル
社用コード 8T1-EFE-J-07-23F-000944-60(26)
(000000) 00002



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 3 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2019年 7月ご請求分	13,392円	2019年 7月31日(水)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTTドコモ分ご請求額 13,392円
(合計) 13,392円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報

金融機関名: [REDACTED]

口座番号: [REDACTED]

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***
[REDACTED] 7,776円
[REDACTED] 5,616円

*** ドコモからのお知らせ ***

お知らせは次ページに続きます。

前月ご請求金額	13,379円 (税込)
---------	--------------

[REDACTED]	[REDACTED]
------------	------------

カケホ/ライトプラン (2019年 6月末現在)	電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。
-----------------------------	----------------------

ポイントのお知らせ	
dポイントがたまる・つかえる街のお店やネットサイトはどんどん拡大中です。普段よく利用されているあのお店やあのサイトでも、dポイントがたまる・つかえるかもしれません。ぜひ「dポイントクラブサイト」で最新情報をご確認ください。	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2019年 7月13日発行)

2019年 6月ご請求分	
2019年 7月 1日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	13,379円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	[REDACTED]
口座番号 ACCOUNT	[REDACTED]

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)

近藤 強 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 7月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

お 知 ら せ

ユニバーサルサービス制度の番号単価の改定に伴い、2019年7月ご利用分からユニバーサルサービス料を1電話番号あたり月額2円(税抜)から3円(税抜)に改定いたします。詳しくはドコモのホームページにてご確認ください。引き続きお客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	内訳金額(円) AMOUNT(YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
		〔本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。〕	
【合計請求額の請求内訳】		詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。	
◇基本使用料等(計)	7,900	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料(計)	30	Xi・SMS通信料	合 算
◇パケット定額料等(計)	2,768	パケット定額料(シェア)	合 算
		パケット定額料(ドコモ光セット割)	合 算
		パケット定額料(シェアずっとドコモ割)	合 算
		シェアバック分割請求子回線ご負担額	合 算
		バック定額通信料	合 算
◇その他ご利用料金等(計)	1,726	付加機能使用料等	合 算
		ドコモWi-Fi利用料	合 算
		SPモード決済(料金回収代行/継続課金分)	内 税
		請求書発行手数料	合 算
		ユニバーサルサービス料	合 算
◇消費税等相当額(計)	968	消費税等相当額(合計)	
◇合計	13,392	合計 (2回線請求分)	
<電話番号毎の請求内訳>			
		ご利用期間(6/1~6/30)	
◇基本使用料等(計)	2,700	カケホーダイプラン(スマホ/タブ)	合 算
◇通話料・通信料(計)	30	Xi・SMS通信料	合 算
◇パケット定額料等(計)	2,768	シェアバック10(小容量)定額料	合 算
		ドコモ光セット割	合 算
		ずっとドコモ割プラス(料金割引)	合 算
		シェアバック分割請求子回線ご負担額	合 算
		シェアバック分割請求対象額(シェアグループ合計)	8,300円/3回線
		※シェアグループ子回線のシェアオプション定額料含む	
		当回線におけるシェアバック分割請求ご負担額	2,768円
		(参考)当月ご利用データ量(シェアグループ合計)	3.7G(通信速度制限含む)
		(参考)当月ご利用データ量	0.3G(通信速度制限含む)
◇その他ご利用料金等(計)	1,726	SPモード利用料	合 算

NTTドコモからのお知らせ

ユニバーサルサービス料について

●各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
●弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 7月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
	200	あんしんセキュリティ利用料	合算
	380	ケータイ補償サービス利用料 (380)	合算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
	500	ネットトータルサポート利用料	合算
	-430	あんしんバックプラス割引	合算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合算
	-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合算
	324	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	合算
	50	請求書発行手数料	内税
	2	ユニバーサルサービス料/基本	合算
◇消費税等相当額 (計)			
552	552	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計	7,776	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、6月末で 23年5か月となりました。 ○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は6月末で 1年7か月となりました。 ○ポイントのお知らせ 6月ご利用分に対する獲得ポイントは、60です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、6,900円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ○ステージのお知らせ 6月末のステージは、プラチナステージです。 ※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。 ○特別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。 (2019年6月30日現在) [REDACTED]	
◇基本使用料等 (計)		ご利用期間 (6/1~6/30)	
5,200	5,200	戸建・タイプA/西	合算
	0	(参考) plala利用	合算
◇消費税等相当額 (計)			
416	416	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計	5,616	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、6月末で 3年4か月となりました。 ○ドコモ光/戸建のご契約期間は6月末で 1年4か月となりました。 ○ポイントのお知らせ 6月ご利用分に対する獲得ポイントは、50です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、5,200円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ○ステージのお知らせ 6月末のステージは、プラチナステージです。 ※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

780-0062
高知市新本町2丁目17-16

郵便区内特別

近藤 強 様



0049996#



019082203017286060



00409000

8T1EFE

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年 8月13日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【還付先】
〒780 高松市観光通1-8-2
-0055 NTT香川ビル
社用コード 8T1-EFE-J-07-23F-002111-60(26)
(000000) 00002



下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

1/4 ページ

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2019年 8月ご請求分	16,018円	2019年 9月 2日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTTドコモ分ご請求額 16,018円
(合計) 16,018円
詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報
金融機関名 [REDACTED]
口座番号 [REDACTED]

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***
[REDACTED] 10,277円
[REDACTED] 5,741円

*** ドコモからのお知らせ ***

お知らせは次ページに続きます。

前月ご請求金額

13,392円 (税込)

カケホ/ライトプラン
(2019年 7月末現在)

電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。

ポイントのお知らせ

dポイントがたまる・つかえる街のお店やネットサイトはどんどん拡大中です。普段よく利用されているあのお店やあのサイトでも、dポイントがたまる・つかえるかもしれません。ぜひ「dポイントクラブサイト」で最新情報をご確認ください。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)

(2019年 8月13日発行)

2019年 7月ご請求分

2019年 7月 31日振替

領収金額 (AMOUNT RECEIVED)

13,392円

金融機関名
BANK/POST OFFICE



口座番号
ACCOUNT



ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)

近藤 強 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



お 知 ら せ

ユニバーサルサービス制度の番号単価の改定に伴い、2019年7月ご利用分からユニバーサルサービス料を1電話番号当たり月額2円(税抜)から3円(税抜)に改定いたしました。詳しくはドコモのホームページにてご確認ください。引き続きお客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

モバイル機器向けにご提供しておりました「あんしんパック」を「あんしんパックモバイル」に名称を変更し、新たに、ご家庭でお使いのデジタル機器向けに「あんしんパックホーム」を開始いたします。あわせて、この2つのパックをセットにし、大変お得な「あんしんパック」として今回リニューアルいたしました。

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】			
◇基本使用料等(計) 7,900	7,900	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料(計) 36	36	Xi・SMS通信料	合 算
◇パケット定額料等(計) 2,768	9,500	パケット定額料(シェア)	合 算
	-1,200	パケット定額料(ドコモ光セット割)	合 算
	-1,000	パケット定額料(シェアずっとドコモ割)	合 算
	-4,532	シェアパック分割請求子回線ご負担額	合 算
	0	パック定額通信料	合 算
◇その他ご利用料金等(計) 4,153	1,346	付加機能使用料等	合 算
	0	ドコモWi-Fi利用料	合 算
	2,430	電報料	個 別
	324	SDモード決済(料金回収代行/継続課金分)	内 税
	50	請求書発行手数料	合 算
	3	ユニバーサルサービス料	合 算
◇消費税等相当額(計) 1,161	1,161	消費税等相当額(合計)	
	(967)	(内訳) 消費税等相当額(合算分)	
	(194)	(内訳) 消費税等相当額(個別分)	
◇合計 16,018	16,018	合計 (2回線請求分)	
<電話番号毎の請求内訳>			
◆ [REDACTED]		ご利用期間(7/1~7/31)	
◇基本使用料等(計) 2,700	2,700	カケホーダイプラン(スマホ/タブ)	合 算
◇通話料・通信料(計) 36	36	Xi・SMS通信料	7月ご利用分 合 算
◇パケット定額料等(計) 2,768	9,500	シェアパック10(小容量)定額料	合 算
	-1,200	ドコモ光セット割	光契約ID [REDACTED] 合 算
	-1,000	ずっとドコモ割プラス(料金割引)	合 算
	-4,532	シェアパック分割請求子回線ご負担額	合 算
	0	シェアパック分割請求対象額(シェアグループ合計) 8,300円/3回線	
		※シェアグループ子回線のシェアオプション定額料含む	
		当回線におけるシェアパック分割請求ご負担額 2,768円	
		(参考) 当月ご利用データ量(シェアグループ合計) 4.2G(通信速度制限含む)	合 算

NTTドコモからのお知らせ

- 各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
- 弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 8月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
	0	(参考) 当月ご利用データ量	0.5G (通信速度制限含む)
◇その他ご利用料金等 (計)	4,037		
	300	spモード利用料	合 算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
	380	ケータイ補償サービス利用料 (380)	合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
	-99	あんしんバックモバイル割引 [日割]	7/24~7/31
	370	ネットトータルサポート利用料 [日割]	7/1~7/23
	-321	あんしんバックプラス割引 [日割]	7/1~7/23
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合 算
	-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算
	2,430	電報料 (115)	7月ご利用分 個別
	324	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	8月請求分 内 税
	50	請求書発行手数料	8月請求分 合 算
	3	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり3円のご請求となります 合 算
◇消費税等相当額 (計)	736		
	736	消費税等相当額 (合計)	
	(542)	(内訳) 消費税等相当額 (合算分)	合算表示の料金合計×8%
	(194)	(内訳) 消費税等相当額 (個別分)	個別表示の1件毎の金額×8%
◇合計	10,277	合計	
	10,277	<NTTドコモからのお知らせ>	
	7,653	○継続利用期間は、7月末で	23年6か月となりました。
		○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は7月末で	1年8か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		7月ご利用分に対する獲得ポイントは、	60です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	6,787円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		7月末のステージは、	プラチナステージです。
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	
		○個別にご請求のフォーマット割引料 (ご請求番号 [REDACTED])	(2019年7月21日現在)
		ご利用期間 (7/1~7/31)	
◇基本使用料等 (計)	5,200		
	5,200	戸建・タイプA/西	合 算
	0	(参考) plala利用	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	116		
	129	ネットトータルサポート利用料 [日割]	7/24~7/31
	-13	あんしんバックプラス割引 [日割]	7/24~7/31
◇消費税等相当額 (計)	425		
	425	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計	5,741	合計	
	5,741	<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、7月末で	3年5か月となりました。
		○ドコモ光/戸建のご契約期間は7月末で	1年5か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		7月ご利用分に対する獲得ポイントは、	50です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	5,316円です。)

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 8月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
---	--------------------------	--	------------

〔本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。〕

対象外情報

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

780-0062
高知市新本町2丁目17-16

郵便区内特別

近藤 強 様



0029625#



019092203016188961



00301339

8T1EFE

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年 9月14日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【還付先】
〒760 高松市観光通1-8-2
-0055 NTT香川ビル
社用コード 8T1-EFE-J-07-23F-001255-60(26)
(000000) 00002

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
〒の記載の口座をご指定の口座から振替させていただきます。

(1/4ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2019年 9月ご請求分	15,987円	2019年 9月 30日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTTドコモ分ご請求額 15,987円
(合計) 15,987円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報

金融機関名: [REDACTED]

口座番号: [REDACTED]

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***
[REDACTED] 9,885円
[REDACTED] 6,102円

*** ドコモからのお知らせ ***

お知らせは次ページに続きます。

前月ご請求金額	16,018円(税込)
カケホ/ライトプラン (2019年 8月末現在)	電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。
ポイントのお知らせ dポイントがたまる・つかえる街のお店やネットサイトはどんどん拡大中です。 普段よく利用されているあのお店やあのサイトでも、dポイントがたまる・つかえるかもしれません。ぜひ「dポイントクラブサイト」で最新情報をご確認ください。	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2019年 9月14日発行)

2019年 8月ご請求分	
2019年 9月 2日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	16,018円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	[REDACTED]
口座番号 ACCOUNT	[REDACTED]

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)

近藤 強 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

お客様電話番号等
BILLING NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2019年 9月ご請求分

お知らせ

ユニバーサルサービス制度の番号単価の改定に伴い、2019年7月ご利用分からユニバーサルサービス料を1電話番号当たり月額2円(税抜)から3円(税抜)に改定いたしました。詳しくはドコモのホームページにてご確認ください。引き続きお客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

消費税率の引き上げに伴い、毎月の請求につきまして、2019年10月1日以降のご利用分より消費税率10%を適用させていただきます。

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】			詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。
◇基本使用料等(計)	7,900	基本使用料	合算
◇通話料・通信料(計)	3	Xi・SMS通信料	合算
◇パケット定額料等(計)	2,768	パケット定額料(シェア)	合算
	-1,200	パケット定額料(ドコモ光セット割)	合算
	-1,000	パケット定額料(シェアずっとドコモ割)	合算
	-4,532	シェアパック分割請求子回線ご負担額	合算
	0	パック定額通信料	合算
◇その他ご利用料金等(計)	4,157	付加機能使用料等	合算
	0	ドコモWi-Fi利用料	合算
	2,430	電報料	個別
	324	SDモード決済(料金回収代行/継続課金分)	内税
	50	請求書発行手数料	合算
	3	ユニバーサルサービス料	合算
◇消費税等相当額(計)	1,159	消費税等相当額(合計)	
	(965)	(内訳) 消費税等相当額(合算分)	
	(194)	(内訳) 消費税等相当額(個別分)	
◇合計	15,987	合計	(2回線請求分)
<電話番号毎の請求内訳>			
◆		ご利用期間(8/1~8/31)	
◇基本使用料等(計)	2,700	カケホーダイプラン(スマホ/タブ)	合算
◇通話料・通信料(計)	3	Xi・SMS通信料	8月ご利用分 合算
◇パケット定額料等(計)	2,768	シェアパック10(小容量)定額料	合算
	-1,200	ドコモ光セット割	光契約ID: [REDACTED] 合算
	-1,000	ずっとドコモ割プラス(料金割引)	合算
	-4,532	シェアパック分割請求子回線ご負担額	合算
		シェアパック分割請求対象額(シェアグループ合計) 8,300円/3回線	
		※シェアグループ子回線のシェアオプション定額料含む	
		当回線におけるシェアパック分割請求ご負担額 2,768円	
	0	(参考) 当月ご利用データ量(シェアグループ合計) 4.0G(通信速度制限含む)	合算

NTTドコモからのお知らせ

●各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
●弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号等
BILLING NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2019年 9月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
	0	(参考) 当月ご利用データ量	0. 4G (通信速度制限含む)
◇その他ご利用料金等 (計)	3,707		
	300	spモード利用料	合 算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
	380	ケータイ補償サービス利用料 (380)	合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
	-380	あんしんバックモバイル割引	合 算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合 算
	-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算
	△2,430	電報料 (115)	個別
			8月ご利用分
			通話毎に消費税相当額を算出。
	324	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	9月請求分
	50	請求書発行手数料	9月請求分
	3	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり3円のご請求となります
◇消費税等相当額 (計)	707		
	(513)	(内訳) 消費税等相当額 (合算分)	合算表示の料金合計×8%
	(△194)	(内訳) 消費税等相当額 (個別分)	個別表示の1件毎の金額×8%
◇合計	9,885	合計	
	7,261		
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、8月末で	23年7か月となりました。
		○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は8月末で	1年9か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		8月ご利用分に対する獲得ポイントは、	60です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	6,424円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		8月末のステージは、	プラチナステージです。
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	
		○個別にご請求のファミリー割引が、	(2019年9月9日より)
		ご利用期間 (8/1~8/31)	
◇基本使用料等 (計)	5,200		
	5,200	戸建・タイプA/西	合 算
	0	(参考) plala利用	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	450		
	500	ネットトータルサポート利用料	合 算
	-50	あんしんバックプラス割引	合 算
◇消費税等相当額 (計)	452		
	452	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計	6,102	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、8月末で	3年6か月となりました。
		○ドコモ光/戸建のご契約期間は8月末で	1年6か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		8月ご利用分に対する獲得ポイントは、	50です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	5,650円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 9月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳		(お客様番号 [REDACTED])		
内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	(本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。)	税区分 TAX

対象外情報

様式第5号(第6条関係)

令和元年 10月 25日

高知市議会 市民クラブ
団長 近藤 強 様

会派名 市民クラブ

議員名 岡崎 豊



第2 四半期政務活動費収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収入

項 目	金 額 (円)
前 期 繰 越 額	(17,872) ✓
第2 四半期政務活動費	250,000 ✓
利 息	0
合 計	232,128 ✓

2 支出

項 目	金 額 (円)
調 査 研 究 費	9,808 ✓
研 修 費	168,780 ✓
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	
会 議 費	
資 料 作 成 費	
資 料 購 入 費	65,726 ✓
広 報 広 聴 費	21,600 ✓
人 件 費	
事 務 諸 費	51,776 ✓
合 計	317,800 ✓

3 収支差引額 (繰越額)

金

85,621 円

85,621

317,690 ✓

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	7月 14日(日)～ 7月 31日(水)	
	支出先	モリミツ石油株式会社、他1社	
	目的・内容 ・結果等	市役所内外における政務調査活動を行った。 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	用途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	ガソリン代 (6,340円×3/8の金額)′	2,377円 ′
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
		合計	2,377円
	領収証書及び支払証明書添付枚数 3 枚		
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

毎度ありがとうございます

当店で車検を受ける時次回車検まで
現金給油の方ソリン・軽油5円引き
電話46870・普通59630
随時予約受付中★

領収書

給油 2019年07月14日(日) 16:43
010000

上 市民クラブ様 M 9515-61
4-現金プリ-
車番:0000
* 4,000
N11 26.67L/リ (0150.00)
(内ガソリン税) 053.80 ¥1,435

小計 ¥4,000
合計 (内消費税等) ¥4,000
お預り ¥10,000
お釣り ¥6,000

商品欄 *内税商品 #非課税商品
モリミツ石油 株式会社内ノ谷SS
TEL (088)-842-8272

2019/07/14 79
No: 7760

毎度ありがとうございます

★スタンプサービス実施中!★☆
毎週火・木曜日スタンプ2倍day

領収書

給油 2019年07月30日(火) 09:31
010000

上 市民クラブ様 M 9515-61
4-現金プリ-
車番:0000

* 340
N11 2.28L/リ (0149.00)
(内ガソリン税) 053.80 ¥123

小計 ¥340
合計 (内消費税等) ¥340
お預り ¥1,000
お釣り ¥660

商品欄 *内税商品 #非課税商品
モリミツ石油 株式会社 朝倉給油所
TEL (088)844-1339

2019/07/30 0522 No: 1373
SC: 8952186-1

ENEOS

納品書(領収書)

ガソリン税にも消費税が課税されています。

2019年07月31日 09:21

売上 上 市民クラブ様 M
39002-900001-759
現金プリ-

車両番号 [REDACTED] 実車番

レギュラー 13.33L P-15
* 2,000

合計 150円 ¥2,000
(内消費税等(8.00%)) ¥148
お預り ¥2,000
お釣り ¥0

現金でお支払いの場合は、
領収書におえさせて頂きます。
消費税表示のない場合は消費税を
請求書にてご請求いたします。
消費税は、他の消費税が含まれて
います。

株式会社ヒワサキ 上町GS
高知県 高知市上町2-3-4
TEL: 088-872-3377 SS-039002
プリントNo. 6616-05 〒5No8070-8071
2019/07/31

6,340x85
72377

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	8月 9日(金) ~ 8月 30日(金)	
	支出先	モリミツ石油株式会社	
	目的・内容・結果等	市役所内外における政務調査活動を行った。	
※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。			
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	ガソリン代 (8,614円×3/8の金額)	3,230円 /
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
	合 計		
領収証書及び支払証明書添付枚数 4 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

毎度ありがとうございます

★スタンプサービス実施中!★

毎週火・木曜日スタンプ2倍day

領収書

給油 2019年08月30日(金)10:21
010000

上 市販ライ 様 M 9515-6 1
4-現金フリー
車番:0000

札13- 318
N11 2,16L/リ 0147.00
(内ガソリン税 053.80 ¥116)

小計 ¥318

合計 ¥318
(内消費税等 ¥24)
お支払い ¥1,000
お釣り ¥682

商品欄 *内税商品 #非課税商品

モリミツ石油 株式会社 朝倉給油所
TEL (088)844-1339

2019/08/30 3754 No:5118
SC:8952186-1

毎度ありがとうございます

★スタンプサービス実施中!★

毎週火・木曜日スタンプ2倍day

領収書

給油 2019年08月09日(金)09:55
010000

上 市販ライ 様 M 9515-6 1
4-現金フリー
車番:0000

札13- 3,988
N08 27,13L/リ 0147.00
(内ガソリン税 053.80 ¥1,460)

小計 ¥3,988

合計 ¥3,988
(内消費税等 ¥295)
お支払い ¥5,000
お釣り ¥1,012

商品欄 *内税商品 #非課税商品

モリミツ石油 株式会社 朝倉給油所
TEL (088)844-1339

2019/08/09 1577 No:2600
SC:8952186-1

毎度ありがとうございます

★スタンプサービス実施中!★

毎週火・木曜日スタンプ2倍day

領収書

給油 2019年08月20日(火)09:25
010000

上 市販ライ 様 M 9515-6 1
4-現金フリー
車番:0000

札13- 370
N11 2,48L/リ 0149.00
(内ガソリン税 053.80 ¥133)

小計 ¥370

合計 ¥370
(内消費税等 ¥27)
お支払い ¥1,000
お釣り ¥630

商品欄 *内税商品 #非課税商品

モリミツ石油 株式会社 朝倉給油所
TEL (088)844-1339

2019/08/20 2733 No:3946
SC:8952186-1

毎度ありがとうございます

★スタンプサービス実施中!★

毎週火・木曜日スタンプ2倍day

領収書

給油 2019年08月22日(木)11:56
010000

上 市販ライ 様 M 9515-6 1
4-現金フリー

札13- 3,938
N11 27,16L/リ 0145.00
(内ガソリン税 053.80 ¥1,461)

小計 ¥3,938

合計 ¥3,938
(内消費税等 ¥292)
お支払い ¥5,000
お釣り ¥1,062

商品欄 *内税商品 #非課税商品

モリミツ石油 株式会社 朝倉給油所
TEL (088)844-1339

2019/08/22 2967 No:4218
SC:8952186-1

8.614x3

13230

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	9月 8日(日) ~ 9月 24日(火)	
	支出先	モリミツ石油株式会社	
	目的・内容・結果等	市役所内外における政務調査活動を行った。	
※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。			
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	ガソリン代 (6,938円×3/8の金額)	2,601円
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
	合 計		
領収証書及び支払証明書添付枚数 2 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

毎度ありがとうございます

当店で車検を受けると次回車検まで
現金給油でガソリン・軽油5円引き
軽油468.10〜普通596.30〜
☆随時予約受け付け中☆

領収書

給油 2019年09月08日(日)14:58
010000

加付 市氏ワガ 様 9515-6 1
4-現金固定

*レシート
N15 21.34L/リ 0148.00 ¥3,158
(内ガソリン税 053.80 ¥1,148)

小 計 ¥3,158

合 計 ¥3,158
(内消費税等 ¥234)
お支払い ¥10,000
お釣り ¥6,842

商品欄 *内税商品 #非課税商品

モリミツ石油 株式会社内ノ谷SS
TEL (088)-842-8272

2019/09/08 7571 No:7265
SC:8952178-1

毎度ありがとうございます

☆スタンプサービス実施中!★
毎週火・木曜日スタンプ2倍day

領収書

給油 2019年09月24日(火)17:13
010000

加付 市氏ワガ 様 9515-6 1
4-現金固定

*レシート
N08 25.54L/リ 0148.00 ¥3,780
(内ガソリン税 053.80 ¥1,374)

小 計 ¥3,780

合 計 ¥3,780
(内消費税等 ¥280)
お支払い ¥5,000
お釣り ¥1,220

商品欄 *内税商品 #非課税商品

モリミツ石油 株式会社 朝倉給油所
TEL (088)844-1339

2019/09/24 6431 No:8220
SC:8952186-1

6.9 ~~87~~ $\frac{3}{8} = 2.625$

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活 動 内 容 等	期 間 又 は 月 日	8月 17日(土) ~ 月 日()	
	支 出 先	認定特定非営利活動法人 NPO高知市民会議	
目 的 ・ 内 容 ・ 結 果 等	<p>令和元年 8月17日 11:00~17:00 「つくろう！みんなのとさっ子タウン」 高知市九反田2-1 高知市文化プラザかるぼーと 主催：NPO高知市民会議 小学校4年生から中学校3年生までの子ども達が、「とさっ子」という 仮想都市の空間で、仕事や学習、余暇等を営む社会を体験しながら、 自分たちで運営する体験を行なう企画を視察・調査した。</p> <p>※行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。</p>		
支 出 金 額 等	項 目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金 額(円)
	調 査 研 究 費	見学科・駐車料金	1,600円
	研 修 費		
	要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
	会 議 費		
	資 料 作 成 費		
	資 料 購 入 費		
	広 報 公 聴 費		
	人 件 費		
	事 務 諸 費		
			合 計
領収証書及び支払証明書添付枚数		2	枚
備 考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

つくるう！ みんなの とさっ子＊タウン



と き:2019年
8月17日(土)
11:00~17:00
18日(日)
10:30~17:00

ところ:高知市文化プラザかるぽーと
参加費:1,000円(保険料含む)
対 象:小学校4年生~中学校3年生
2日間参加できる人
(定員:400人)

特別企画
せろろつくるう!
とさっ子＊タウン

とさっ子タウンの準備に参加できるよ!
と き:**8月15日(木)・16日(金)**
15日:13:00~16:00、16日9:30~12:30
ところ:高知市文化プラザかるぽーと
対 象:小学校5年生~中学校3年生
とさっ子タウンに参加したことがある人
4日間参加できる人(定員:30人)

主催:「とさっ子＊タウン」実行委員会、認定特定非営利活動法人NPO高知市民会連、高知市市民活動サポートセンター、公益財団法人高知市文化振興事業団
共催:高知市民憲章推進協議会、高知市文化プラザ共同企業体
後援:高知県、高知県教育委員会、高知市教育委員会、高知大学、高知県立大学、高知工科大学、高知短期大学、高知学園短期大学

領 収 証

金 1,000円

市民クラブ 様

但し、「とっさっ子タウン2019」見学料(運営協力費)として

2019年8月17日(土)

認定特定非営利活動法人 NPO 高知市民会議

理事長 浦井 理恵



南ハリマヤ 3

株式会社ダイセイ

0120-524-809

< 振込書 >

[NO. 5]

1998年17日13:04 -- 08月17日15:49
振込料金 ￥800円

銀行様

現金
釣銭

¥600円
¥400円
NO.074368

南ハリマヤ 3

株式会社ダイセイ

0120-524-809

< 領収書 >

[NO. 5]

1998年17日13:04 -- 08月17日15:49
総算料金 ￥800円

現金
釣銭

¥600円
¥400円
NO.074368

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	7月 19日(金) ~ 月 日()	
	支出先	岡崎 豊	
	目的・内容・結果等	令和元年 7月19日 午前10時~午後4時30分 会場：メルパルク京都 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路676番13 (テーマ) 地域公共交通特別講座 地域公共交通網形成 計画による地域に合わせた公共交通の構築 立地適正化計画によるコンパクト・プラス・ネットワークの実現 講師：(株)早稲田大学アカデミックソリューション研究員 井原 雄人氏 ※行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費	旅費・受講料 (27,520円・受講料30,000円)	57,520円
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
	合 計		
領収証書及び支払証明書添付枚数		2	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

地域公共交通 特別講座



【講師ご紹介】

いはら ゆうと
井原 雄人

株式会社早稲田大学アカデミックソリューション社会連携企画部主幹研究員、早稲田大学環境総合研究センター招聘研究員。早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科満期退学。博士(学術・早稲田大学)。研究成果の社会実装を目的に、電動バスや燃料電池車両の開発から社会実証を通じ、それらを活用した地域公共交通の政策の立案業務に従事。

博多開催 6月14日(金)

京都開催 7月19日(金)

博多開催 6月13日(木)

京都開催 7月18日(木)

10:00~12:30

地域公共交通の基礎知識と街づくりへの活用

- ・ 地域公共交通の現状と地域公共交通活性化再生法
- ・ 地域公共交通会議や法定協議会を活用した住民参加
- ・ 自家用有償旅客運送やデマンドタクシーなどの地域に合わせた選択肢
- ・ Within one mileの街づくりに与える効果の事例

14:00~16:30

CASE・MaaSで変わる これからの地域公共交通

- ・ 電動車両や自動運転などの次世代車両技術の概要
- ・ MaaS(mobility as a service)による地域公共交通の活性化
- ・ 公共交通オープンデータを活用したICT技術との連携
- ・ LRT・BRT、相乗りタクシー、ライドシェアなどの新たな選択肢

10:00~12:30

地域公共交通網形成 計画による地域に合わせた 公共交通の構築

- ・ 地域公共交通網形成計画の概要
- ・ だまされない交通統計情報
- ・ 網形成計画策定時・見直し時のポイント
- ・ 地域で支えるための仕組みづくり

14:00~16:30

立地適正化計画による コンパクト・プラス・ ネットワークの実現

- ・ 地方都市の現状とコンパクトシティへの誤解
- ・ 立地適正化計画の概要と確認すべきポイント
- ・ 立地適正化計画による先進的な街づくりの事例
- ・ 立地適正化計画と地域公共交通網形成計画の整合性

領 収 証

高知市議会
市民クラブ 岡崎豊

様

2019年7月19日

★

¥30,000

但 7/19 10:00～「地域公共交通網形成計画による地域に合わせた公共交通の構築」

7/19 14:00～「立地適正化計画によるコンパクト・プラス・ネットワークの実現」

研修会受講代として

上記正に領収いたしました

一般社団法人地方議員研究会

〒532-0004

大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639

TEL 06 (7878) 6297



地域公共交通網形成計画による 地域に合わせた公共交通の構築

早稲田大学スマート社会技術融合研究機構
電動車両研究所 研究院 客員准教授
井原 雄人

Research Institute of Electric-driven Vehicles, WASEDA University



自己紹介

2

- 名前：井原雄人
- 所属：早稲田大学スマート社会技術融合研究機構 電動車両研究所
：株式会社早稲田大学アカデミックソリューション
- これまでの研究開発プロジェクト
：電動車両の開発（奈良県、本庄市、長野市、川崎市など）
：地域公共交通の計画策定（北九州市、高知県、瀬戸市、沼津市など）
：スマートコミュニティの計画策定（北九州市、釜石市、石狩市など）

15年間車の研究をしていますが

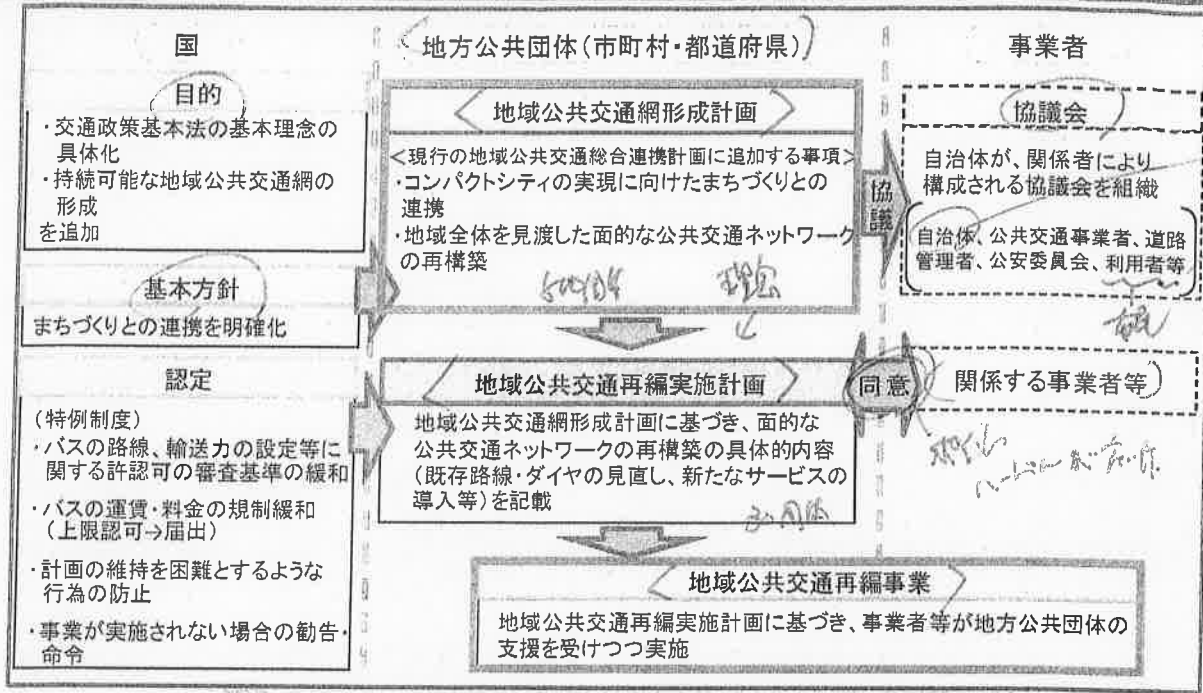
- 開発した車は街を走っていませんでした
- 車<移動手段<行先だと気が付きました

どんなに良い車でも地域のニーズに合わなければ
良いまちづくりはできません

Handwritten note: 国土交通省



地域公共交通活性化・再生法の概要



Handwritten notes: 協議会組織, 協議

地域にとって最適な公共交通ネットワークの実現を強力に推進

(国土交通省資料より)



総合連携計画から網形成計画へ

● 平成26年11月の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、従来の「地域公共交通総合連携計画」は任意の計画となり、新たに法定計画として「地域公共交通網形成計画」を策定が可能となった。

総合連携計画

- 民間バス路線の廃止に対して、コミュニティバスなどで代替することのみを対象とした計画にとどまる
- まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体的な取組に欠けている
- LRT、地方鉄道以外の公共交通ネットワークの再編については、実効性を担保する措置が講じられていない
- 達成状況の評価が十分に行われていない

網形成計画

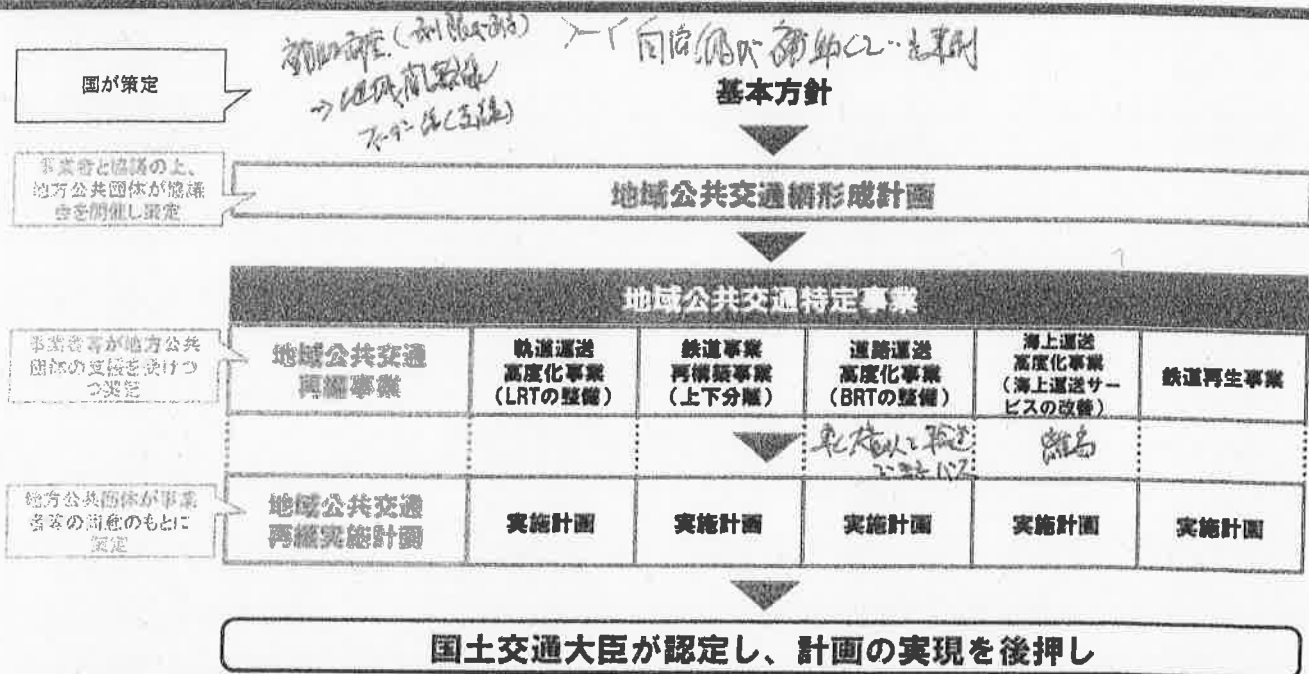
- 地域特性に応じた多様(コミバス、デマンド、自家用有償など)な交通サービスの組み合わせ
- 行った先となる商業・観光・医療などの地域戦略との一体性の確保
- 広域性を確保しつつ地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
- 具体的で可能な限り数値化した目標設定



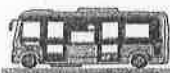
地域公共交通網形成計画の概要



地域公共交通網形成計画の位置づけ



地域公共交通網形成計画＝
地域にとって望ましい公共交通網の姿を描くマスタープラン



基本方針の策定

お礼 田中 先生

主務大臣（＝総務大臣・国土交通大臣）は、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を策定（変更）する。

田中 先生

- 持続可能な地域公共交通網の形成に資する 地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項
- 第五条第一項に規定する 地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項
- 地域公共交通特定事業その他の第五条第一項に規定する 地域公共交通網形成計画に定める事業に関する基本的な事項
- 持続可能な地域公共交通網の形成に資する 地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項
- その他国土交通省令で定める持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項



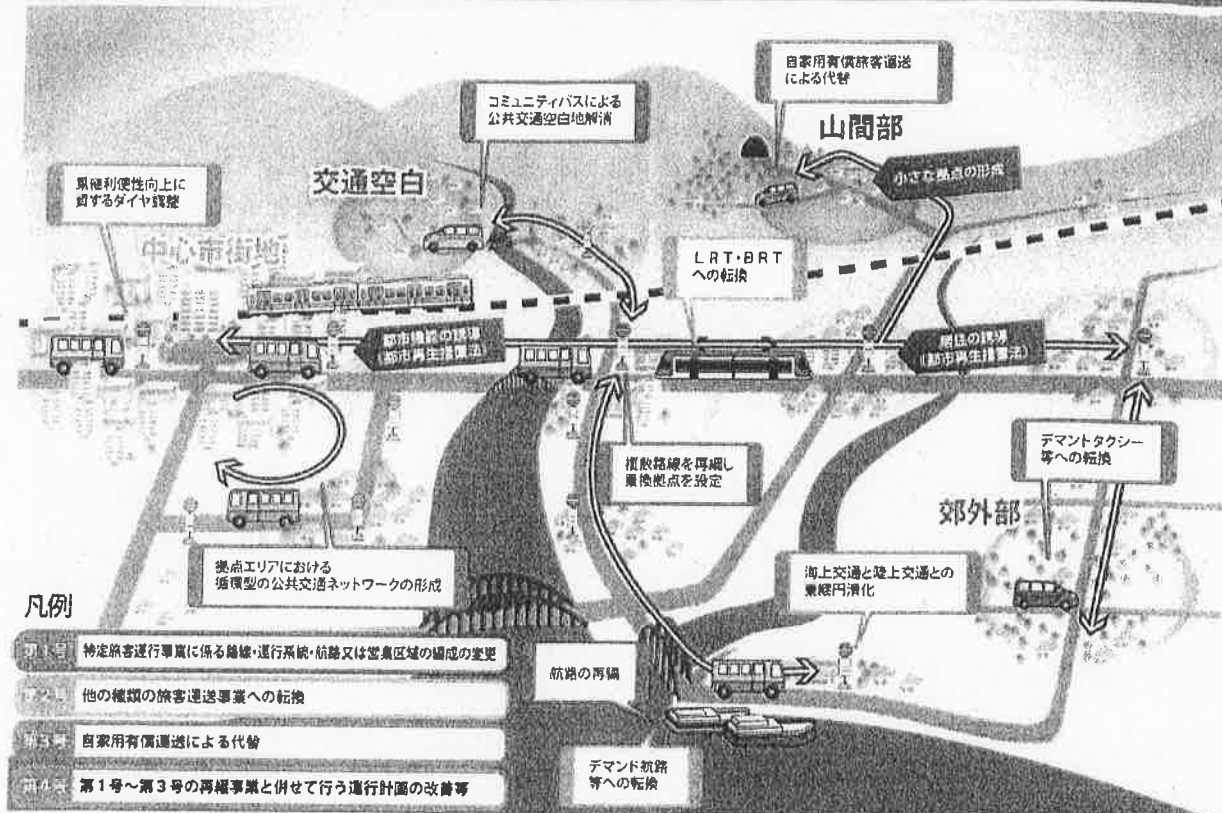
地域公共交通網形成計画の記載事項

- 地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープラン \Rightarrow 12に詳細に記す
- 限られた資源を有効に活用した持続可能な地域公共交通網の形成 \Rightarrow 定款に録す
- 都道府県と市町村が共同して広域的な交通圏に対応 \Rightarrow 結果例

記載すべき事項	概要
基本方針	地域が目指すべき将来像と其中での公共交通の果たす役割を明確化 まちづくり、観光振興などの多様な分野との連携
計画の区域	地域の交通圏を基に計画の区域を設定 必要に応じた広域連携
計画の目標	基本方針に即した目標設定（可能な限り数値目標）
事業・実施主体	将来像を実現全てために提供される公共交通サービスの全体像およびそれらを実施する際のサービス水準（運行頻度や費用負担方法）の設定
計画の達成状況の評価	達成状況の評価指標と評価を踏まえた見直し方針を策定
計画期間	原則5年だが、期間内でも実証試験などの結果や地域の状況変化に合わせて柔軟に改善

主務大臣
国土交通省

国土交通省
国土交通省
国土交通省



第1号
 特定旅客運送事業に係る路線・運行系統・航路又は営業区域の編成の変更

《事業例》

- ・ バス路線の幹線と支線の分割
- ・ 市街地中心部のバス路線の集約化
- ・ 中心市街地を回遊できるバスの新設 など

第2号
 他の種類の旅客運送事業への転換

《事業例》

- ・ 旅客鉄道から路線バス（一般乗合旅客自動車運送事業）へ転換
- ・ 路線バス・コミュニティバスから一般タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業）へ転換
- ・ 旅客船（定期航路事業）から海上タクシー（不定期航路事業）へ転換 など

第3号
 自家用有償運送による代替

《事業例》

- ・ 路線バスを廃止し、自家用有償旅客運送により代替 など

タクシー



第4号 第1号～第3号の再編事業と併せて行う運行計画の改善、共通乗車船券の発行、乗降場の改善等の措置

《事業例》

- ・ 異なる公共交通事業者等間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善
- ・ 共通乗車船券の発行
- ・ 乗継割引運賃の設定、交通結節施設における乗降場の改善、旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提供、ICカードの導入
- ・ その他の地域公共交通の利用を円滑化するための措置を行う事業（ゾーン運賃の導入やバスの方面別カラーリングなど）



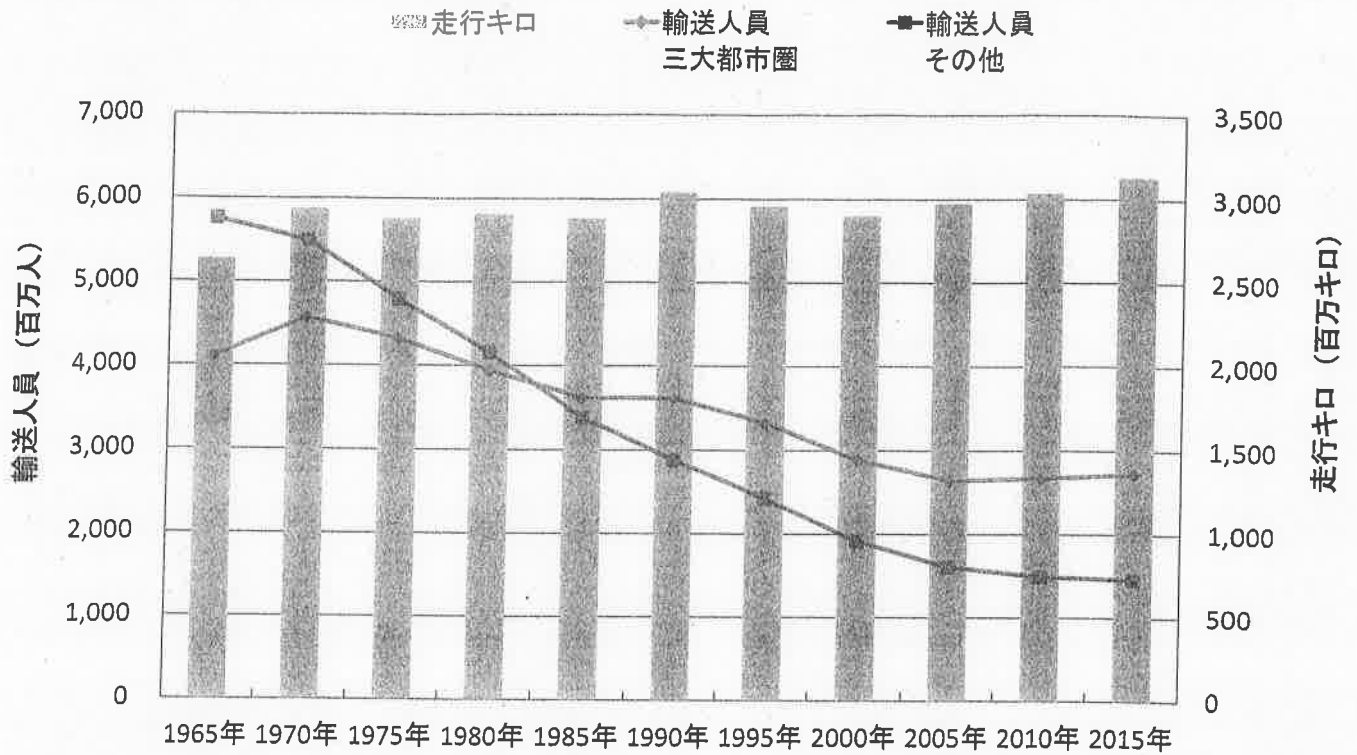
- 広域性の確保
 - ▶ 住民・利用者の日常的な生活圏の調査・分析の上で作成されているか？
 - ▶ 住民の日常的な生活圏を踏まえて計画の区域が設定されているか？
- まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性
 - ▶ 都市計画の見直しや中心市街地活性化など、まちづくりと一体となった計画となっているか？
 - ▶ 観光、健康・福祉や環境などの多様な分野との連携が図られているか？
- 地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
 - ▶ 目指すべき公共交通ネットワークの姿が明確に記載されているか？
 - ▶ 特定の路線やエリアに限定した計画内容になっていないか？
- 地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ
 - ▶ コミュニティバスなど、個別の事業のみを取り扱う計画となっていないか？
 - ▶ 交通モード間の役割分担や連携策が盛り込まれているか？
- 住民の協力を含む関係者の連携
 - ▶ 地域住民の積極的な参加によって計画が策定されているか？
 - ▶ 地域住民が地域公共交通の活性化に主体的に参加するような内容が盛り込まれているか？
- 具体的で数値化された目標値が設定
 - ▶ 課題や基本方針や対応した数値指標や目標値が設定されているか？
 - ▶ 目標値が関係者の間できちんと共有されているか？



だまされない交通統計



乗合バスの現状



旅客事業の種別

事業の種別

- **乗合**
 - ▶ 路線を定めて定期的に乗合旅客を運送 *定期路線*
 - ▶ 一般の路線バス・定期観光バス・高速バスなど
- **貸切**
 - ▶ 一個の契約により、定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送
 - ▶ 団体旅行、ツアー旅行など
- **特定**
 - ▶ 特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運行
 - ▶ 介護車両、スクールバスなど

運行主体の種別

- **事業用（営業用）自動車**
 - ▶ 他人の求めに応じて *貸切バス*
 - ▶ 運賃を取って輸送する
- **自家用自動車**
 - ▶ 家族もしくは従業員
 - ▶ 原則運賃はとれない

福岡 200
あ 12-34

福岡 200
あ 12-34



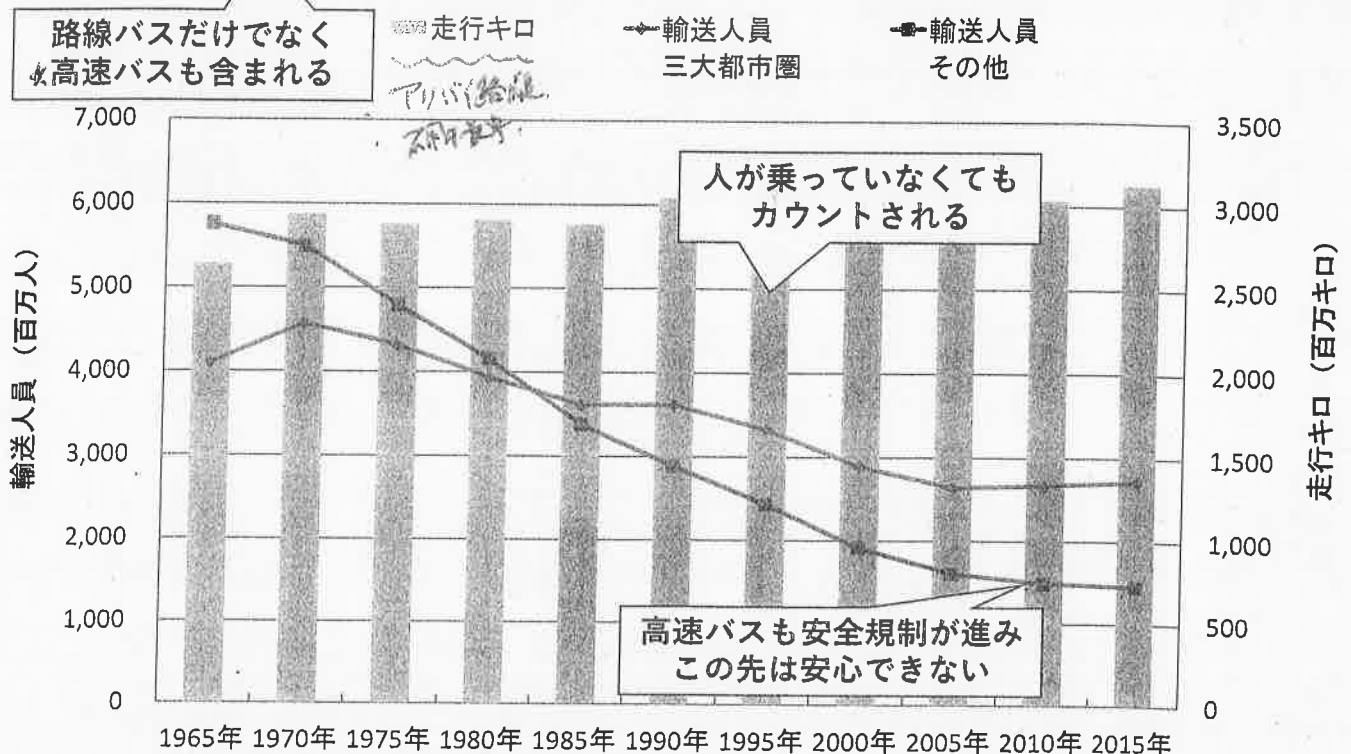
用語の定義(人キロ)

- 輸送人員
 - 旅客自動車^{輸送車}が輸送した人員数
 - 営業用バスの場合、運転者や車掌は含まない
- 輸送人キロ
 - 輸送した人員数×人員を載せて走った距離
- 能力人キロ
 - 常に乗車定員の人員を輸送した場合の人キロ
- 走行キロ
 - 自動車^{輸送車}が走った距離をキロメートルで表したもの
 - 人員を輸送したかどうかは問わない 輸送車も問わない
- 実車キロ
 - 人員を輸送して走った距離をキロメートルで表したもの
- 実働延日車
 - 旅客輸送のため走行した自動車^{輸送車}が延日数にして何両あったかを表したもの
- 実在延日車
 - 登録自動車^{輸送車}が延日数にして何両あったかを表したもの

似たような用語で騙されやすい



乗合バスの現状





<目次>

- はじめに..... 1
 - 1 計画策定の背景と目的..... 1
 - 2 計画の位置付け..... 2
 - 3 計画の期間..... 2
 - 4 計画の区域と地区区分..... 3
 - 5 計画の進捗管理..... 4
- 現状整理..... 6
 - 1 位置、地勢..... 6
 - 2 社会状況..... 7
 - (1) 人口の推移..... 7
 - (2) 高齢化の状況..... 8
 - (3) 高齢者の交通事故の動向..... 9
 - (4) 児童生徒の通学..... 10
 - (5) 学生（高校生、大学生等）の通学..... 11
 - (6) 通勤の実態..... 12
 - (7) 公共施設等の立地状況..... 13
 - (8) 中心市街地の変化..... 15
 - (9) 観光の実態..... 17
 - (10) 財政状況..... 19
- 3 公共交通の現状..... 20
 - (1) 公共交通網..... 20
 - (2) 公共交通空白域..... 22
 - (3) 運行便数と人口密度..... 23
 - (4) 鉄道状況..... 24
 - (5) バスの状況..... 26
 - (6) 都市計画からみた公共交通の状況..... 29
 - (7) タクシー事業者との連携..... 32
 - (8) デマンド交通の導入..... 32
- 4 意向調査結果..... 33
 - (1) 都市計画マスタープラン見直しアンケート..... 33
 - (2) 高校生アンケート調査..... 39
 - (3) 路線バス利用実態調査..... 46

- 地域公共交通総合連携計画の評価..... 53
- 地域公共交通に係る課題..... 65

- 基本的な方針..... 67
 - 1 目指すべき将来像..... 67
 - 2 都市構造と連動した地域公共交通..... 67
 - 3 地域公共交通の役割..... 69
 - 4 取組の視点と役割の明確化..... 69
- 公共交通の整備方針..... 71
 - 1 地域公共交通網整備の方向..... 71
 - 2 地域公共交通を担う各交通手段の役割..... 73
 - 3 各地区における公共交通の現状と課題等..... 74
 - 4 見直し・整備の進め方..... 75
- 目標及び施策..... 76
 - 1 体系図..... 76
 - 2 課題と目標・施策の対応関係..... 77
 - 3 目標及び施策..... 78
 - 4 施策の実施スケジュール..... 99

**せっかく立派な計画を作ったのに
全体の2/3は調査報告書**



検討することが計画ですか？

「自家用車を運転できない高齢者や障がい者、高校生等のいわゆる交通弱者の「生活の足」となるよう、日常生活の移動ニーズに応じた、利用しやすい公共交通を整備します。一人での移動が困難な方への移動支援については、それぞれの分野でその実情に応じて検討をしていきます。

⑥運行形態や運行経費に基づき、適切な運賃を設定します。また、中心部から離れた地域の方や高校生、高齢者が日常的に利用しやすい運賃制度を検討します。

〈取組〉

・コミュニティバスの運行においては、利便性と採算性のバランスの取れた持続可能性が求められています。市民負担の公平性の観点や民間路線バスの運賃体系を考慮し、運賃制度の見直し検討を行います。

〈取組〉

・路線バスやコミュニティバスを乗り継いで通学する高校生や観光施設等を訪れる観光客などの移動の円滑化を図るため、地域間の移動ニーズに配慮し、相互の乗継ぎを考慮したバス路線のダイヤ設定を検討します。

**191回の検討という言葉。検討はこれまでやってきたはず
誰が、いつ、何をやるかを書きましょう**



評価指標	現状値	目標値 (H35)
① 路線バスの年間利用者数	120,371 人	126,000 人
② コミュニティバスの年間利用者数	108,401 人	130,000 人
③ 路線バスの見直し地区数	4 地区	8 地区
④ 「バスどこ？」HP への年間アクセス件数	14,162 件	25,000 件
評価指標設定の理由		
①、②、③：地域の日常生活の移動を担う公共交通であるため ④：「バスどこ？」による情報発信を重点的な取組として行っているため		

路線バス

コミュニティバス

※「バスどこ？」HPへのアクセス件数は、2018年度実績です。

- 数値を達成することが目的なの？その数値になったらどうなるの？
- 何のためにこの数値を達成し、その結果として、まちがどのようなようになっていくかを考えましょう



地域公共交通網形成計画 2018-2022

Nakatsugawa



第1章 編纂と位置づけ	
1. 計画策定の目的	1
2. 計画策定に至る経緯	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の区域	2
5. 計画の期間	2
第2章 中津川市と公共交通の現状	
1. 中津川市の現状	3
2. 主な公共交通の現状	4
第3章 公共交通を取り巻く課題	6
第4章 地域公共交通網形成計画の基本的な考え方	
1. 計画の基本方針	7
2. 計画の目標	7
3. 計画により維持する地域公共交通ネットワーク	9
第5章 公共交通網を維持するために行う事業	
1. 事業の内容	10
2. 事業の実施スケジュール	26
第6章 目標の評価と進捗管理	
1. 目標の評価	28
2. 目標の進捗管理	31

- 公共交通の計画を立てるのではなく、公共交通を使ってどんな街にしたいかがコンセプト
- コンサルのコヒベ計画ではなく、市役所の職員が「自分たちでできること」考えて作成
- 全体の2/3がこれからのやる事業の計画と目標



課題

利用者の減少で公共交通網の維持が困難に

誰もが分かりやすい公共交通となっていない

運転手不足で公共交通網の維持が困難に

住み続けたい街

目標

住み続けられる街に ~定住を支える公共交通

来てよかった、また来たい街に ~観光と利用促進

運転手不足解消に向けて ~誰もが活躍する街に

計画の基本方針

住んでよかった、住んでみたい街に。

~公共交通網の維持で定住を推進~

課題 → 目標

課題を解決したら（目標を達成したら）とこの街をどうしたいかが必ず繋がっている

Research Institute of Electric-driven Vehicles, WASEDA University



事業内容

- 1-1. 高校生のバス通学を支援します
- 1-2. 高校生のバス通学者を増やします
- 1-3. 市民病院行きバスの乗り継ぎを円滑にします
- 1-4. 公共交通の運行を継続します
- 1-5. 路線バスとコミュニティバスの乗り継ぎ割引を行います
- 1-6. 免許返納者へのタクシー割引制度を継続します
- 1-7. タクシーを活用したおでかけを推進します
- 1-8. 明知鉄道の運行を支援します
- 1-9. パーク&ライドで公共交通の利用を推進します
- 1-10. タクシー車両のバリアフリー化を推進します
- 2-1. 公共交通を使った市内観光を推進します
- 2-2. 路線バスの企画切符を発行します
- 2-3. ラッピングバスやデコレーションバスを運行します
- 2-4. のりものふれあい広場を開催します
- 2-5. バスの乗り方教室を開催します
- 2-6. 公共交通を使ったおでかけ情報を発信します
- 2-7. 経路検索の充実に向けたデータ整備を行います
- 2-8. にぎわいプラザバス待合所を改善します
- 3-1. 運転手の採用に向けて取り組みます
- 3-2. 女性限定の運転手体験会を開催します

清々しいばかりの「します」「行います」

Research Institute of Electric-driven Vehicles, WASEDA University

Research Institute of Electric-driven Vehicles, WASEDA University



地域で支える仕組みづくり



費用負担の方法

運行経費	その他	運行収入	???
	償却費		国・自治体補助
	修繕費		
	燃料費		運賃
	人件費		20%

運行経と29
枠に下

- ・協賛金
- ・広告料

地元企業

地元住民

運行主体 (NPO等)

交通事業者

- ・運賃
- ・定期券
- ・応援券
- ・乗付金
- ・乗車券

国・自治体

- ・運行委託
- ・内部補助

- ・運行経費の支援
- ・車両導入の支援

限
↓
長崎市
里見地区の原野に2019年10月
補助

足りない分を
どう補っていくのか



乗らない人からお金をもらう(京都醍醐コミュニティバス) 27

私たちがパートナーズです

醍醐コミュニティバスの運営にご協力いただいている施設団体の皆様です。

総本山 醍醐寺	京都府立総合医療センター	J-PAGE
ALFA	京都府立総合医療センター なごみの里病院	株式会社シンコー
京都府建設	株式会社 山仲工業所	有限会社カヤマ
株式会社 日興	OSAKA WARD 総合センター 醍醐の里	株式会社増田組
株式会社コスモス	株式会社 Create 醍醐フジビル建設	株式会社 国 建設
社会福祉法人 同和福祉会 かがやき保育園	株式会社 橋本工業	株式会社 内藤建築事務所
株式会社 トレジャーホーム	京都府立総合医療センター リハビリテーション科医務局	株式会社 陀羅谷
CO/DA コスノキ 桃山六地蔵	京都府立総合医療センター 京都生活協会のつどい	京都府立総合医療センター 入居者自治会
中央信用金庫	SHINNIHON 新日本建設	今福企画舎
富士興業株式会社	株式会社 中野興産	同和園
薬療医院	醍醐六学区 地域女性会	共和病院
辻野 産科診療所	宝生苑	醍醐 市民活動センター
life partner		



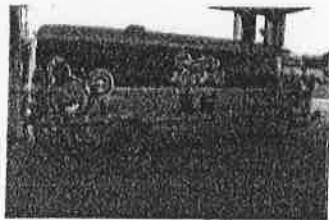
- 沿線上の企業・団体から24000円/月から9000円/月の協賛金
 - 普段は乗らない個人の応援団から10000円/年から3000円/円の応援金
- 平田 進



ふるさと納税の活用

NEW 沖縄県東村からの使い道情報

白紙印刷



東村コミュニティバス購入・運行事業(実施中)

2017/12/11(月) 13:38

事業年度:平成29年度 担当課:総務財政課

事業費 10,644,280円(予定)
 寄附金 10,600,000円(予定)
 一般財源 44,280円(予定)

事業概要:東村コミュニティバスの購入及び試験運行費用に活用しています。本事業は少子高齢化やライフスタイルの多様化に伴い公共交通の利用者が年々減少する中、高齢者や学生などの交通弱者にとって日常生活を送る上で重要な役割を担うと考えています。

担当者の声:平成29年10月より試験運行を開始し、コミュニティバス運行の認知度向上と並行し利用者が増えてきている状況であります。交通弱者のみならず、村民全体への波及効果は大きいと感じています。

利用者の声:これまで既存路線バスは1日3路線しか運行されていなかったが、コミュニティバスの運行より路線の増数や村内の主要施設に停留所を設置する等、利用がしやすくなった。また、乗車賃が無料という事も大変魅力的である。



- 収支率が低く (20%以下) 年間数千万単位で赤字
- 仮に常に満員で走ったとしても採算の取れない安価な料金設定
- 1人当たりの輸送コストを比べると同じ距離をタクシーで走った方が安い
- 赤字を補填するための自治体からの補助や事業者の内部補助は限界

赤字(赤字)

5000/2000

2000

赤字の割合

地域で負担

- 数千万円の赤字だけれど、沿線に住んでいる世帯で案分すれば1世帯当たり数千円。
- 乗らない人も含めて負担できる仕組み (協賛金・広告・応援券など) が必要

= 社会保険料

利用者が負担

- コミュニティバスと言えは100円だからという理由だけで決まった運賃設定。(ムーバスがそれでも成功したのは周辺の人口が多いから)。
- いくらがいいですか?ではなく、いくら価値を感じるかで再検討。

いくらがいいですか?

= 自己負担

社会保険料と自己負担の割合をみんなで話し合おう

Research Institute of Electric-driven Vehicles, WASEDA University



運行回数



- 市民 ^{高齢者・若年層}
 - 居住者、立地する商店・企業
 - 高齢者だけではない利用する人
 - 偉い人より乗る人
- 交通事業者 ^{一環路の事業者}
 - 経営者、運転手
 - コミバスだけでなく路線バス・タクシー
 - 公共交通ネットワークを作るパートナー
- 行政 ^{バス停の回線}
 - 交通課だけでなく観光課、まちづくり課
 - 警察、運輸局などルールが分かる人
- 学識 ^{相談員・関係者}
 - 情報提供、市民とそれ以外の方との通訳

- 関係者が目的を共有して本音で議論
- 乗る乗る・やるやる詐欺の撲滅
- PDCAを回して常に改善

Research Institute of Electric-driven Vehicles, WASEDA University



長良川鉄道越美南線 郡上八幡駅

- 網形成計画って必要なの？
 - 今は必要ないかもしれませんが。路線を決めるだけの計画ではなくて、どう使って行くかも含めた計画です。
 - コンサルが作ったコピペ計画はいいりません。自分たちができることを計画しましょう
- そのコミュニティバスは本当に必要ですか？
 - 隣町で走ってるからうちにも欲しい
 - 走らせることは目的ではありません。行った先で何をするかを目的にしましょう *どう使えばいいの？*
- まちづくりに必要ですか？
 - 地域公共交通は手段のひとつです
 - 導入したから完成ではありません
 - どんな街を作りたいですか？そのために自分ができることは何ですか？

自分の立場でできることを考えましょう
「1回乗ってみる」もできることです



ご清聴ありがとうございました

あなたの街の地域公共交通のため にどこにでもいきます

連絡先

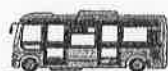
ihara@aoni.waseda.jp

立地適正化計画による コンパクト・プラス・ネットワークの実現

コンパクト・プラス・ネットワーク

早稲田大学スマート社会技術融合研究機構
電動車両研究所 研究院 客員准教授
井原 雄人

Research Institute of Electric-driven Vehicles, WASEDA University



自己紹介

2

- 名前：井原雄人
- 所属：早稲田大学スマート社会技術融合研究機構 電動車両研究所
：株式会社早稲田大学アカデミックソリューション
- これまでの研究開発プロジェクト
：電動車両の開発（奈良県、本庄市、長野市、川崎市など）
：地域公共交通の計画策定（北九州市、高知県、瀬戸市、沼津市など）
：スマートコミュニティの計画策定（北九州市、釜石市、石狩市など）

15年間車の研究をしていますが

- 開発した車は街を走っていませんでした
- 興味があるのは車<移動手段<行った先だと気が付きました

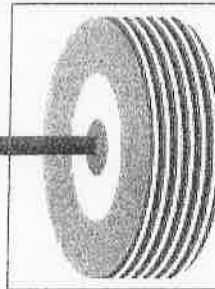
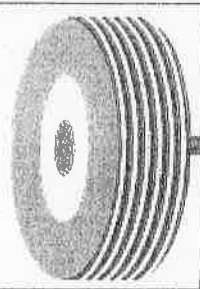
どんなに良い車でも地域のニーズに合わなければ
良いまちづくりはできません



- 人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める。
- 平成26年8月に都市再生特別措置法（立地適正化計画）、11月に地域公共交通活性化再生法（地域公共交通網形成計画）が改正され、生活拠点などに、福祉・医療等の施設や住宅を誘導し、集約する制度や、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携して面的な公共交通ネットワークを再構築するための新たな仕組みを構築する。
- 都市全体の構造を見渡しなが、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うことにより、コンパクト+ネットワークの実現を図る。

立地適正化計画

- 都市再生特別措置法
- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域（公共・商業・医療）
- 公共交通との連携

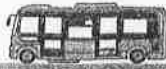


地域公共交通網形成計画

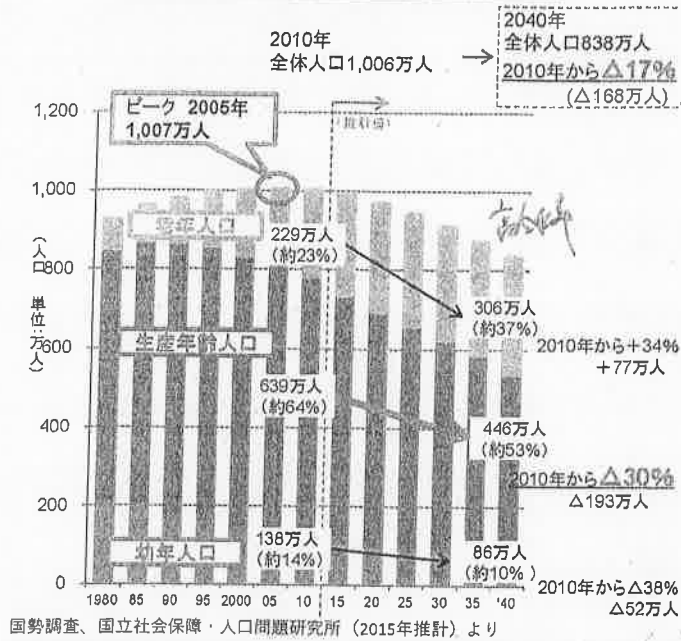
- 地域公共交通活性化再生法
- 拠点間を繋ぐ交通
- 拠点内を巡る交通
- 鉄道、路線バス、コミバス、デマンド、タクシー



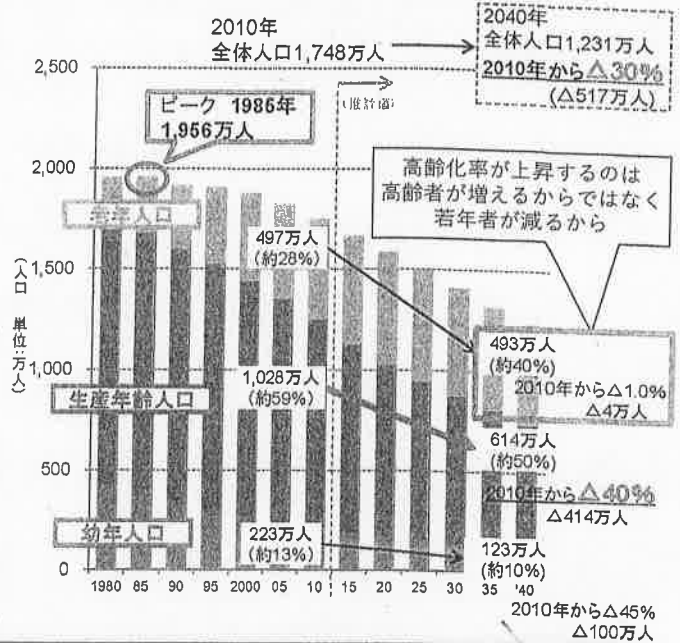
地方都市の現状とコンパクトシティへの誤解



県庁所在地（除く政令市）



5万規模の都市



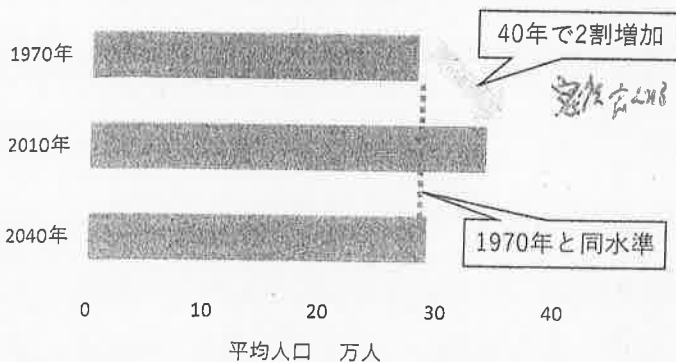
高齢化率の上昇に加えて、人口そのものが減ることが問題



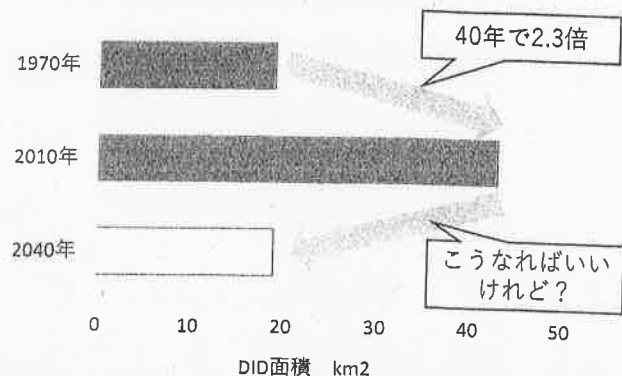
維持可能な人口密度

- DID (Densely Inhabited District) とは、市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定
- 人口増加と共にDID面積は拡大したが、今後の人口減少の中で同じように縮小しない

県庁所在地（除く政令市）平均人口の推移



県庁所在地（除く政令市）平均DID面積

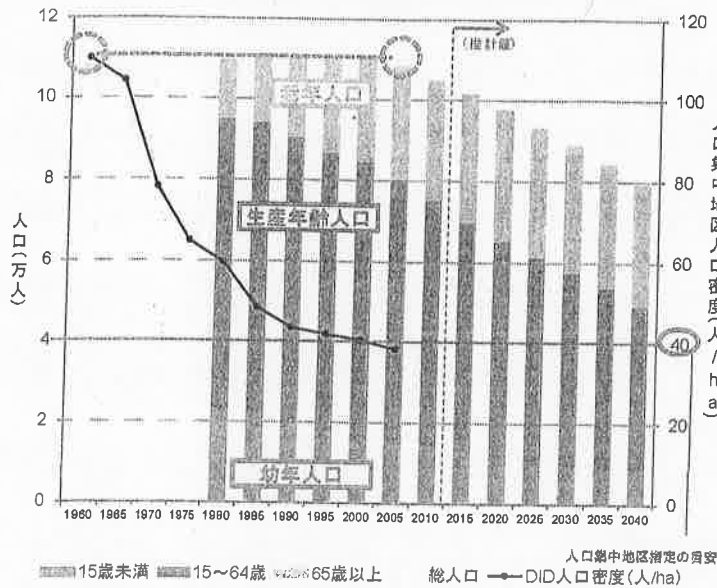


急激な過疎ではなく、緩やかに拡散しているのが問題

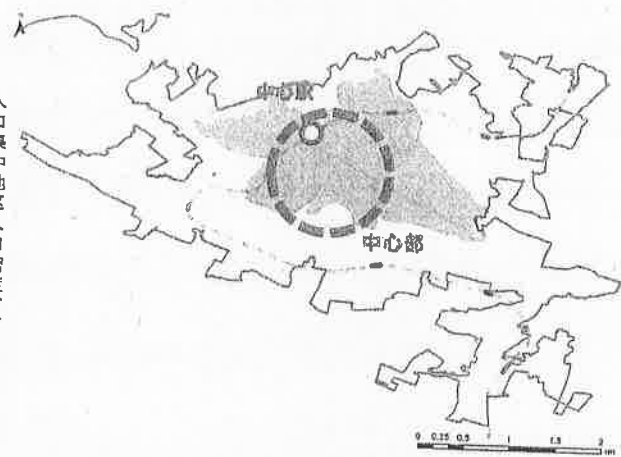


10万程度の都市の事例(これまで)

人口とDID面積の推移



人口集中地区の区域図



約4.0倍

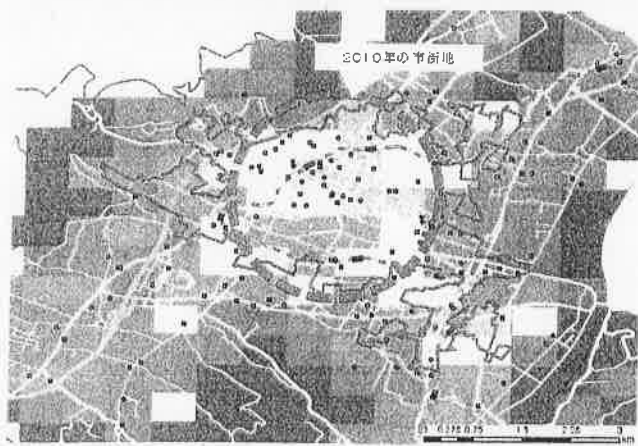
:1960年(1960年以降で最もDID人口密度の高い年)
:2005年

人口は増えていないのDID面積は拡大=DID内の人口密度は低下

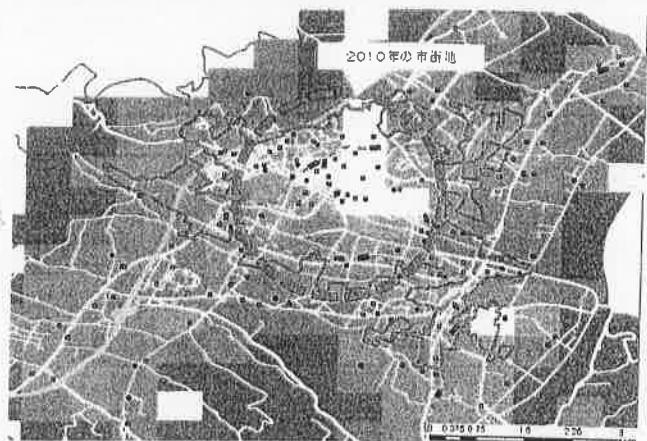


10万程度の都市の事例(これから)

2010年の人口分布 (10万人)



2040年の人口分布 (8万人)



<凡例>

- 人口集中地区
- 5人/ha未満
- 5人/ha以上
- 10人/ha以上
- 20人/ha以上
- 30人/ha以上
- 40人/ha以上
- 60人/ha以上
- コンビニエンスストア
- スーパーマーケット
- 病院
- 診療所
- 福祉施設(層宅・地域密着型)
- 福祉施設(施設型)

各メッシュの人口減少率が均一と仮定した場合

薄まった(人口密度が低い)地域を
均等に維持しなければいけなくなる



5. 立地競争力の更なる強化 (コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を推進)

都市の競争力の向上に関連して、都市再生特別措置法等及び地域公共交通活性化再生法の改正が本年5月に成立し、これらの法律に基づく立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画を作成する地方公共団体を総合的に支援する体制を構築するとともに、本年4月に成立した中心市街地活性化法の改正法に基づく中心市街地活性化基本計画と連携させ、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を推進しているところ。

国の29% = 支援 地域格差をなくすための取組 - 立地適正

6. 地域活性化・地域構造改革の実現 (地域の経済構造改革)

人口急減・超高齢化を克服し、活力ある地域経済構造を実現するためには、地方自治体をはじめ地域それぞれの創意工夫や努力がより反映されるよう政策手段等の大胆な見直しに着手しつつ、地域資源を活用するなど「個性を活かした地域戦略」を推進するとともに、地域の合意形成の下での都市機能の集約や地方中核都市圏等の形成等を図り、行政サービスの集約と経済活動の活性化を実現することが重要であり、長期的な観点からの地域経済構造に係る総合的なビジョンを示す必要がある。

こうしたことも踏まえ、都市機能や産業・雇用の集約・集積とネットワーク化を図りながら地域の活力を維持し、東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、少子化と人口減少を克服することを目指した総合的な政策の推進が重要であり、このための司令塔となる本部を設置し、政府一体となって取り組む体制を整備する。



コンパクトシティへの誤解

一極集中

- ターミナル駅などに最も主要な拠点に全てを一極集中
- 農家も中心部に居住して通勤?

多極型

- これまでの生活拠点も含めた多極ネットワーク型 *分散(2017)*
- 都市区域、居住区域を最適化

人口増加

- 全ての居住者を一定の区域に集約させて「人口」増加

人口密度

- 集約により公共サービスが提供できる人口密度を維持 *400/ha*

強制的にコンパクト

- 計画が実行されたら居住者を強制的に移転
- 対象区域外には居住禁止

誘導によるコンパクト

- 対象区域への移転にインセンティブを付与して時間をかけて移転
- 対象区域外もインセンティブがないだけで許可制 *分散(2017)*



持続可能な都市経営（財政、経済）

- 公共投資、行政サービスの効率化 - *削減*
- 公共施設の維持管理の合理化
- 住宅、宅地の資産価値の維持
- ビジネス環境の維持・向上
- 健康増進による社会保障費の抑制

コンパクトシティのメリット

コンパクトシティのデメリット
高齢化
人口減少
財政負担

環境、防災

- CO2排出削減
- エネルギーの効率的な利用
- 緑地、農地の保全
- 災害危険性の低い地域の重点利用
- 集住による迅速、効率的な避難

医療・福祉・子育て

- 子育て、教育、医療、福祉の環境向上
- 高齢者・女性の社会参画
- 高齢者の健康増進
- 仕事と生活のバランス改善
- コミュニティカの維持

限られた資源の集中的・効率的な利用で持続可能な社会を実現



コンパクトシティ
(熊本市)

コンパクトシティのメリット
高齢化
人口減少
財政負担



居住の誘導

- 公共交通の利便性が高い地域等への居住の誘導

拠点への都市機能集積と魅力の創出

- 公共交通と一体となったまちづくりの推進
 - ・中心拠点においては、バスターミナル、商業、住宅、MICE施設等の複合施設を整備予定
 - ・地域拠点においては、基幹公共交通とフィーダーバス路線との乗継ぎ施設の整備を検討中



拠点を繋ぐ公共交通ネットワークの充実

- 使いやすい公共交通により、中心拠点と地域拠点を結びつけ
 - ・中心拠点と地域拠点を繋ぐバス路線再編 (市がバス事業者5社と調整中)
 - ・中心拠点へ向かう急行バスの導入検討
 - ・市電の輸送力増強に向けた、新型車両の導入促進





立地適正化計画の概要と確認すべきポイント

Research Institute of Electric-driven Vehicles, WASEDA University



都市再生特別措置法の改正(平成26年)

① 都市再生特別措置法の改正
② 立地適正化計画の概要と確認すべきポイント

法律の概要

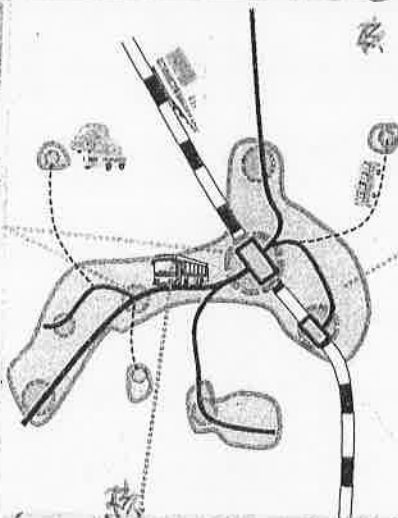
●立地適正化計画(市町村)

- ・都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成
- ・民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり(多極ネットワーク型コンパクトシティ)

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

- ◆都市機能(福祉・医療・商業等)の立地促進
- 誘導施設への税財政・金融上の支援
 - ・外から内(まちなか)への移転に係る買換特例
 - ・民都機構による出資等の対象化
 - ・交付金の対象に通所型福祉施設等を追加
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和
 - ・市町村が誘導用途について容積率等を緩和することが可能
- 公的不動産・低未利用地の有効活用
 - ・市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援
- ◆歩いて暮らせるまちづくり
 - ・附属義務駐車場の集約化も可能
 - ・歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ
 - ・歩行空間の整備支援
- ◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール
 - ・誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ



居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

- ◆区域内における居住環境の向上
 - ・公営住宅を除却し、区域内で建て替える際の除却費の補助
 - ・住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度(例:低層住居専用地域への用途変更)
- ◆区域外の居住の緩やかなコントロール
 - ・一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
 - ・市町村の判断で開発許可対象とすることも可能
- ◆区域外の住宅等跡地の管理・活用
 - ・不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ
 - ・都市再生推進法人等(NPO等)が跡地管理を行うための協定制度
 - ・協定を締結した跡地の適正管理を支援

公共交通

維持・充実を図る公共交通網を設定

◆公共交通を軸とするまちづくり

- ・地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援(地域公共交通活性化再生法)
- ・都府県道沿線区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所(乗降口)等の公共交通施設整備支援

●立地適正化計画に係る予算・金融上の支援措置: <http://www.mlit.go.jp/common/001240861.pdf>



基本方針

- 当該市町村の現状の把握・分析を行い、課題を整理することが必要。
- 中長期的に都市の生活を支えることが可能となるようなまちづくりの理念や目標、目指すべき都市像を設定することが必要。
- その実現のための主要課題を整理し、一定の人口密度の維持や生活サービス機能の計画的配置及び公共交通の充実のための施策を実現するうえでの基本的な方向性を記載することが考えられる。

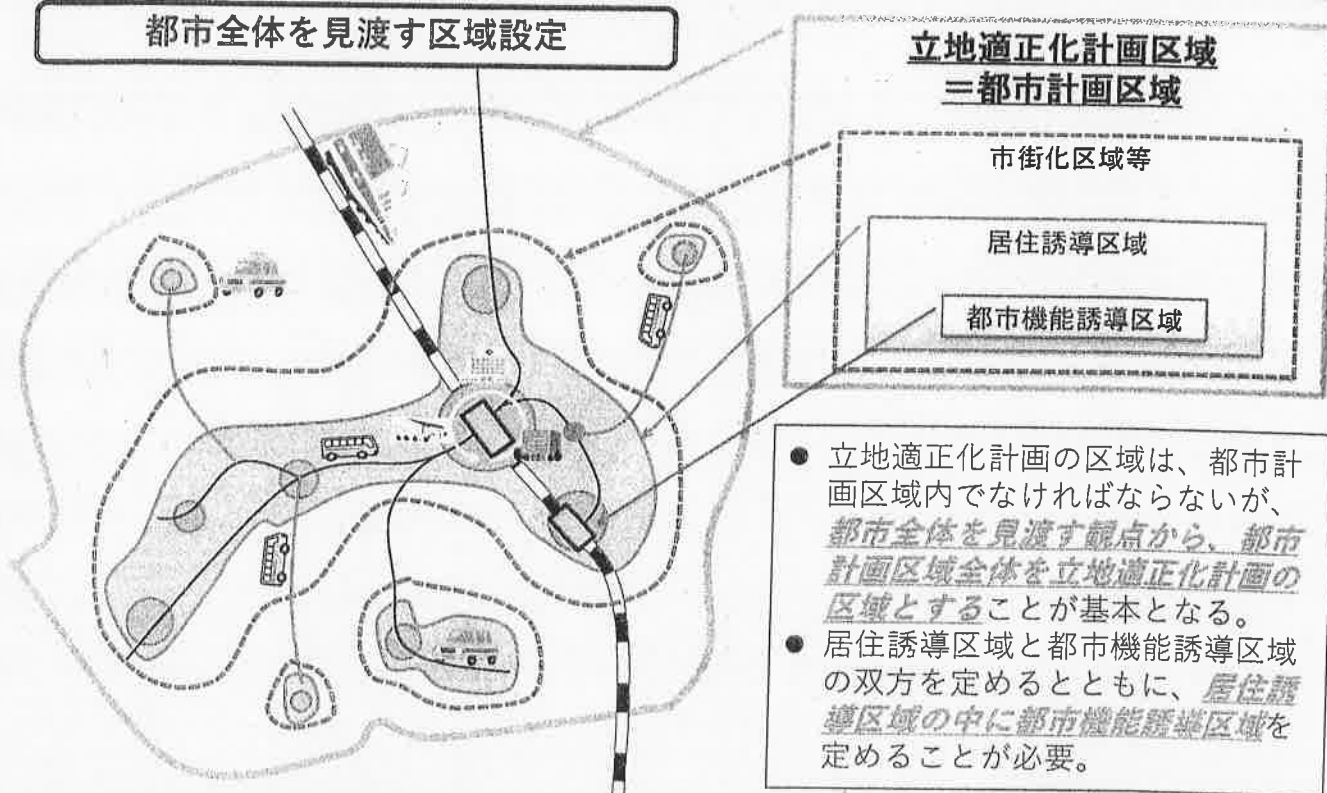
計画策定時の考え方

- 居住の誘導は短時間で実現するものではなく、計画的な時間軸の中で進めていくべきである。このことから一つの将来像として、おおむね20年後の都市の姿を展望することが考えられるが、あわせてその先の将来も考慮することが必要である。
- また、持続可能な都市経営を実現する観点からは、将来の人口の見直しとそれを踏まえた財政の見直しを立て、都市構造と財政支出の関係を種査することが望ましい。

定量的なデータに基づき、中長期（20年程度）に渡って街（人口密度）を維持していくための計画を策定



都市全体を見渡す区域設定



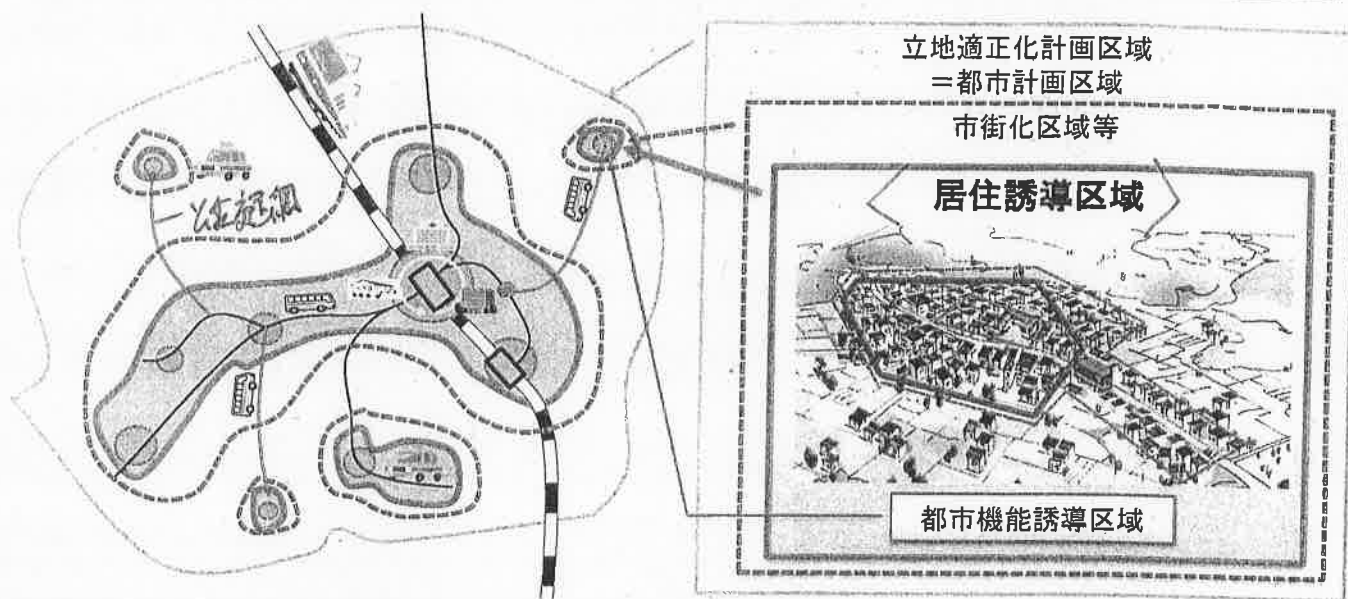
- 立地適正化計画の区域は、都市計画区域内でなければならないが、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本となる。
- 居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めるとともに、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めることが必要。

念
宝
の
中
社
具



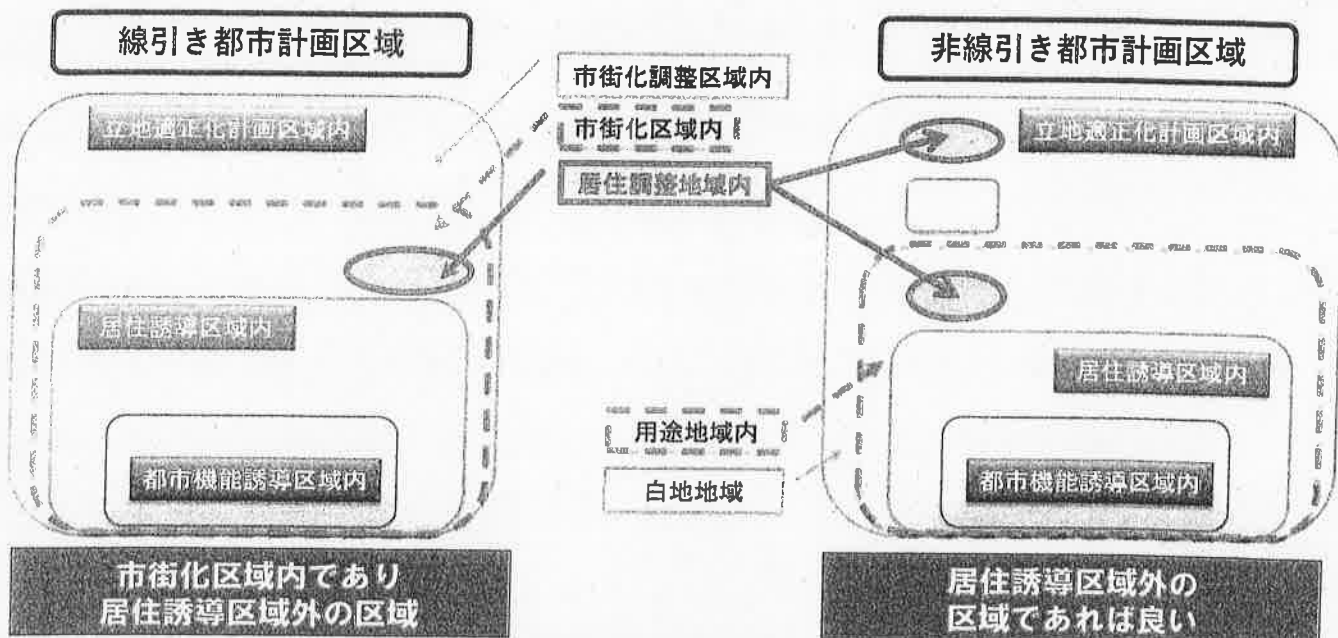
居住誘導区域

- 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺区域
- 都市の中心拠点及び生活拠点に 公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- 合併前の旧町村の中心部等 都市機能や居住が一定程度集積している区域



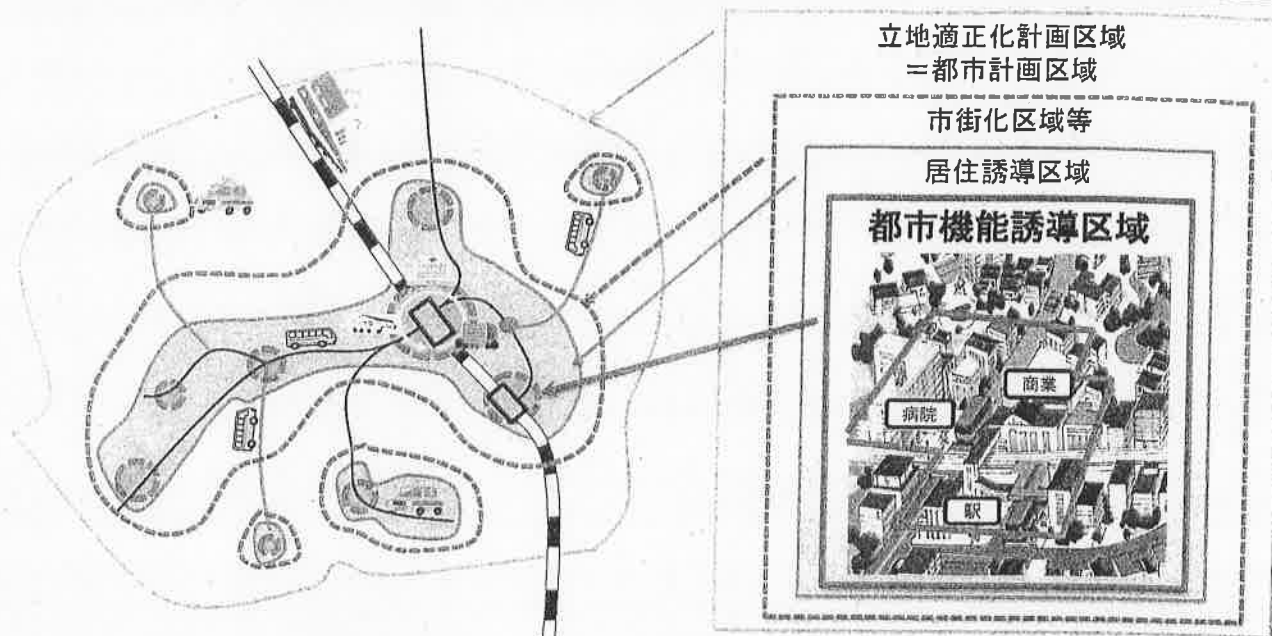
居住調整区域(任意)

- 住宅地化を抑制するために定める地域地区
- 市街化調整区域には定めることができない
- 立地適正化計画を実効力のあるものとしていくことが期待される

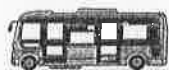




- 鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等
- 都市の拠点となるべき区域



Research Institute of Electric-driven Vehicles, WASEDA University



研究員 佐藤 誠一

- 住民に最も身近であり、まちづくりの中核的な担い手である市町村が作成
- 複数の市町村で広域生活圈や経済圏が形成される場合等には、当該複数の市町村が連携
- 協議や計画の実施に係る連絡調整等の場として「市町村都市再生協議会」を設置し、多様な関係者が活発な議論をすることで、それぞれが主体的に取り組むことが重要

協議会の構成員

① 市町村都市再生協議会を組織できる者

➢ 市町村

(都市計画、公共交通、医療・福祉、商業担当等)

※まちづくりの主要な担い手として個別法に基づき

市町村が指定した法人等

➢ 都市再生推進法人

➢ 中心市街地整備推進機構

➢ 景観整備機構

➢ 歴史的風致維持向上支援法人

➢ 上記(市町村除く)に掲げる者に準ずるNPO法人等



② ①で挙げた者が必要に応じて協議会に加えることができる者

※当該市町村よりも広域で活動を行う者

➢ 関係都道府県

➢ UR(独立行政法人都市再生機構)

➢ 地方住宅供給公社

➢ MINTO機構

➢ 都市再生整備計画の区域内における都市開発事業や立地適正化計画区域内における誘導施設整備等を行う民間事業者

➢ その他まちづくりの推進を図る活動を行う者(商工会、福祉・医療関係者、住民等)といった市町村における都市再生に関する幅広い関係者。



手配? 計画

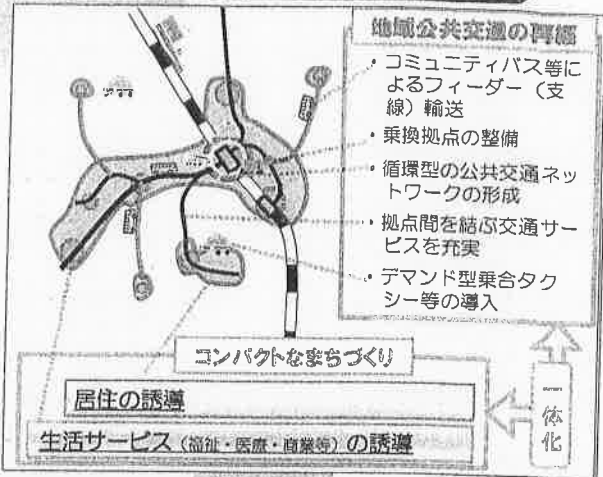
都市全体のマスタープラン

1/24-2-20

- 都市機能とエリア全体を対象
 - 居住・商業・医療・福祉・公共など全ての都市機能が対象
 - 街中の空地・空き家対策、郊外の人口分散を一体的に検討
 - 時間軸のあるアクションプランの策定

- 市町村マスタープランの高度化
 - 立地適正化計画は市町村マスタープランの一部と見なされる
 - 線引きでの人口密度の維持と非線引きで都市計画の新たな選択肢の確保

公共交通との一体化



市町村の主体性と都道府県の広域調整

- 立地適正化計画
 - 市町村がまちづくりの担い手として主体的に策定

- 都市計画区域マスタープラン
 - 都道府県が広域的観点（市町村間の広域調整を含む）から策定



公的不動産の活用



民間施設の誘導

- 公共施設の再配置
 - 中心・生活拠点における維持・更新
 - 誘導区域外における統廃合と利便性を維持するための公共交通の整備

- 既存インフラ（交通）の活用
 - 都市計画法に基づくインフラ整備
 - 整備されたインフラを活かした医療・福祉・商業等の生活サービス施設の適正化

- 公的不動産の活用した民間機能の誘導
 - 既存ストックの活用や集客力の向上
 - 学校跡地などの公有地の活用
 - 公共施設との合築による民間機能の整備

- 民間施設のコントロール
 - 都市計画法に基づく土地利用規制
 - 都市機能誘導区域における届出・勧告
 - 特定用途誘導地区における容積率・用途規制の緩和



豊島区役所+タワーマンション

- 民間施設誘導への支援
 - 誘導施設の整備に対する財政上の支援
 - 移転に関わる税制上の支援
 - 公的不動産を有効活用する際の支援



まちなか暮らしの抑止

- まちなか循環バスの沿線を居住誘導区域に設定
 - ・定期購入者へ市内スーパーの買い物券進呈(民間負担)
 - ・住民ニーズに応じてきめ細やかに停留所やルートを整整
- ▶ 居住誘導区域は用途地域の約72% 乗客バス利用客数を約2割向上 (H31目標対H24比)
- まちなか居住への支援
 - ・居住誘導区域内の住宅取得費助成の上乗せを検討(対象:新築・子育て・多世代同居・Uターン等世帯)
- まちなかへの市営住宅の集約
 - ・居住誘導区域外の4団地(105戸)を居住誘導区域内の2団地へ廃止・統合
 - ▶ 居住誘導区域内の人口増減下振抑制 33.1人/ha(H27)→29.2人/ha(H47)
 - ▶ 社人増減計(23.8人/ha)から大幅下振抑制

まちなか居住環境の整備と地区集会所における健康プログラムの実施を通じて

介護給付費を約1.5億円/年抑制(H37)
※要介護認定率1.9%抑制相当(越前おおの高齢者福祉計画)

H25~H34の10年間で公共施設18施設を廃止・統合することで
今後10年間の要介護費を約8億円削減
福祉管理費を約1.1億円/年削減
※大野市公共施設等総合管理計画及び大野市公共施設再編計画

平成34年度の中核経費自動車道(市内に2つのIC設置)の開通を交流人口の増加のチャンスと捉えつつも、IC周辺の郊外開発を抑制

インターチェンジ周辺の大規模集客施設の立地規制

- ・H30度中に現在の特定用途制限地域(※)を拡大
- ※大規模集客施設3,000㎡以上を規制

結の故郷 越前大野 歴史と地域資源を活かした城下町の再生

越前大野城 城下町の賑わい

北大野駅 大野駅

約3km 約2.5km

都市計画区域(用途地域の約72%)
居住誘導区域(用途地域の約72%)
用途地域
市営住宅(23箇所)
市営売地(23箇所)

まちなかの賑わい創出

- 天空の城「越前大野城」とまちなかの結節点を整備
 - ・観光案内所、物販販売所、休憩所、駐車場等を備えた「越前おおの結ステーション」を整備(H21)、「越前大野城」に集結した観光客をまちなかへ誘導
 - ▶ 越前おおの結ステーション利用者は4割増に増加
- 官民連携による空き家・空き地再生
 - ・古民家を改修、ギャラリーを中心とした交流施設を整備(大野市)
 - ・元商業施設を解体、にぎわい交流施設(飲食店・広場)を整備(民間)
 - ▶ 平成20年から10年間で27件の空き家・空き地再生
- まちなか商店による体験型講座の提供
 - ・まちなかの商店の持つ様々な技と人柄に触れながら、ものづくりなどの体験ができる「越前おおのまち講座」を毎年で開催
 - ▶ 平成28年度実績は延べ289店舗339講座 受講者数1,026人(市外受講者100人超)
 - ▶ まちなか歩行者通行量が約1.7倍に増加(H28実績)
 - ▶ 歩行者通行量の推移(夜・後の合計)

越前大野城を中心としたまちなかの賑わい創出により
まちなかへの観光客数を約2割増加(H33目標対H27)※1
これは観光消費額34.7億円、定住人口2,900人(5.0人/ha)に相当※2
※1越前おおの観光戦略ビジョン ※2観光庁資料より試算



非線引き都市のため、用途地域外(白地地域)へ住宅地が無秩序に拡大! 除雪エリア・水道管理区域の拡大、雨水排水対策等、インフラ整備・管理費の増大抑制が不可欠

土地利用規制により市街地拡大抑制「立地適正化計画の実行性を確保」

〇白地地域全域(14,209ha)に、「特定用途制限地域」を設定(H28.4) 99%のエリアで、床面積500㎡以上の店舗等の立地を禁止。

〇用途地域周辺の特定用途制限地域で開発圧力のある地域(2,423ha)に、「居住調整地域」を設定(H30.4) 区域内における一定規模以上の住宅開発は、市街化調整区域と同様の開発許可制度が適用。

開発制限により、20年間で
除雪費、水道管理費等の維持管理費を3.5億円抑制
居住調整地域に係る雨水排水整備費を1.4億円抑制

都市計画区域
特定用途制限地域

大野地区

むつ市中心地区周辺

例
用途制限地域
居住調整地域(用途地域の約56%)
用途地域(用途地域の約25%)
用途地域外

道路
主要バス路線
バスターミナル(1箇所)
駅
公共住宅(1箇所)
市営住宅(1箇所)

歳入減、社会福祉費増が予測されるなか、**公共施設の維持費は増大!**
誘導区域のまちの「かお」不在

官民連携・商業間連携による魅力ある地点の創出

〇都市公園3箇所でP-PFIの導入(売店等)、総合アリーナの整備により年間収支を改善。
年間の収支改善効果 1,600万円

(大妻地区)
おおみなと臨海公園内に総合アリーナを整備(H30~)して類似運動施設を廃止。
年間の公園利用者数 21万人(H29) ⇒ 30万人

(金谷地区)
金谷公園(子育て支援施設)を整備。同時期に病院の建て替えを実施。
⇒子どもから高齢者までの全世代の交流拠点化

(田名部地区)
代官山公園内に収益施設を整備。

〇表在化した下北交通(株)のバスターミナルをJRRバス東北(株)の転回場へ統合し、2社の乗り継ぎの利便性を向上... (地域公共交通連携計画の中でも位置づけ)
⇒主要バス停でのバス乗降者数 2割増

また、田名部まちづくり会社(都市再生推進法人)がバスターミナル跡地に賃貸住宅を整備。

〇公共住宅7箇所を居住誘導区域内2箇所に集約... (公共施設等総合管理計画の中でも位置づけ)
⇒40年間で公共施設の総量 43%削減

〇4つの地元金融機関と協定を締結(H28.4)。
⇒地域の「稼ぐ力」の向上につながる取り組みの重点的な推進を検討。

土地利用規制と誘導区域への集約化により、むつ市を象徴する夜景「アグハ」を未来へ引き継ぐまちづくり

居住誘導区域内の人口密度 43.9人/ha(H27) ⇒ 43.9人/ha(H47)を維持

「アグハ」の夜景 日本経済新聞・日本放送協会



長野県松本市(H27:24.3万人→H47:21.6万人)



〈健康寿命延伸都市・松本〉
6つの健康づくり
(人、生活、地域、経済、
環境、教育・文化)

〈豊富な資源〉
三ガウ都
(岳都・学都・楽都)



〈成長可能性都市ランキング〉
(野村総研2017)
・移住者にやさしく適度に自然がある環境で仕事ができる
・子育てしながら働ける環境がある

「住む人」と「訪れる人」にとって魅力と活力にあふれる都市

歩いてまわれる松本城周辺

- 松本周遊バス・公共レンタサイクル
H29に周遊バス(タウンズニーカー)を再編増便し、利用率283%の利用率増。公共レンタサイクル(すいすいタウン)の導入。道路占用許可特例によりサイクルポートを設置。H29統一車両導入で、利用率190%の利用率増。
- パークアンドライドで松本駅へ
平田駅など7箇所、計268台のパークアンドライド駐車場を整備。
- 駐車場配置適正化区域を設定
松本城や松本駅等に囲まれた中心市街地の周辺部(フロンティア)に、誘導駐車場を集約することで、自動車交通量を抑制。(H30年度に居住誘導区域とあわせて設定予定。)

H37までに、公共交通利用者数 約2割増加
自動車利用率 68.5%(H20)→61.8%(H37)(6.7%減)

私立高等学校の移転整備

都市機能誘導区域外から区域内の行事等への移転。

○末つもと医療センターの機能統合
耐震基準を満たしていない松本病院と病棟建替が必要な中宿松本病院の機能統合を予定。

○村井駅とその周辺の整備
東西自由通路・駅前広場の整備とあわせて周辺道路を改良。
約5年間で、駅利用者数 1割増加

信濃毎日新聞の移転

- 松本本社を高野区外から移転。
市民や読者などによるWSで市民意見をとり、ホールを整備。市民の交流を図る。
- 博物館機能の統合
拠点地区の市営駐車場を廃止し、基幹博物館を整備。市が所有する本館1と分館14の合計15施設の収容物を集約することで、環境的に効率性を創出。

郊外部等への対応

- 地域包括ケアシステム・松本モデル
市内の全35地区にある拠点(地域づくりセンター)を最大限に活かし、誘導区域外でも安心して暮らせる仕組みを構築。
- 公営住宅の長寿命化・住環境の改善
需要を踏まえて老朽化加速等の対策実施(10年以内292戸改修)。所定休止する住戸の5割が居住誘導区域外。今後も居住誘導区域との整合を図る。

公営住宅の維持管理費 1.6億円/年削減
公共施設総床面積をH57年度までに23万㎡削減

居住誘導区域内の人口密度(45人/ha)を維持
まちなかが歩行者数を33%増加

Research Institute of Electric-driven Vehicles, WASEDA University



福岡県北九州市(H27:96.1万人→H47:78.4万人)

○全国最大規模の人口減少、政令市最小のDID人口密度が予測される
○斜面市街地など高台地区では公共交通サービスが不十分であり、交通手段の確保が必要
○公共施設の1人あたりの面積は政令市最大であり、改修時に多額の費用が必要
○環境に配慮した交通体系の実現等により、環境モデル都市の形成を目指す

定住・移住促進

居住誘導区域等に移住する世帯等に対し、住宅取得費用の一部を補助。
(最大50万円)

Uターンやコンパクトシティ化に資する住宅取得について【フラット35】の借入金利を引下げ。
当初5年間 年▲0.25%

居住誘導区域内の人口密度目標(H52)
108人/ha(現段階)→120人/ha

公共交通の利用促進

- 公共交通空白地域の人口：約20万人(H25.3)
- 47のバス路線(約117km)が廃止(H13-H28)
- バス路線が廃止されてしまった地区等において、採算性確保を前提に交通事業者がマイクロバスやジャンボタクシーを運行。
- 事業用車両購入費、試験運行費の助成など事業者への支援制度を創設。

公共交通分担率の目標
22%(H24)→32%(H52)

公共交通の利用促進により、自家用車からのCO2排出量を約6%削減(H17→H32)

民間ストック活用

遊休不動産のリノベーション提案(オープン、テナント、行政の連携)
テナントを先に集め、必要な面積、払える賃料を確認した上で改装に着手する手法により、退店のリスク管理を行う。

小倉地区の実績(H22.7~H29.4)
新規賃貸者527人、
新築創業者237人を創出

「北九州安全圏」において、PRE(自衛防衛地)を活用して、エコ住宅の整備や既存団地における創エネ設備の導入

街区内のCO2排出を省エネと新エネルギーで全て代替

公共施設再編

都市部局を中心に公共施設マネジメント実行計画を策定。誘導区域を増加して、利便性の高い場所へ公共施設の集約・複合化を図り、街なか居住を促進。

【現状】

延床面積を約33%削減

【将来計画】(断面イメージ)

延床面積を約33%削減

○市の見通し(H28→H67)
・公共施設の延床面積を約24.2%削減
・施設再編を行わなかった場合と比較して、更新・改修費用:約4,880億円、運営費:約886億円の削減効果
(北九州環境・都市計画局(2024.10.10)発表)

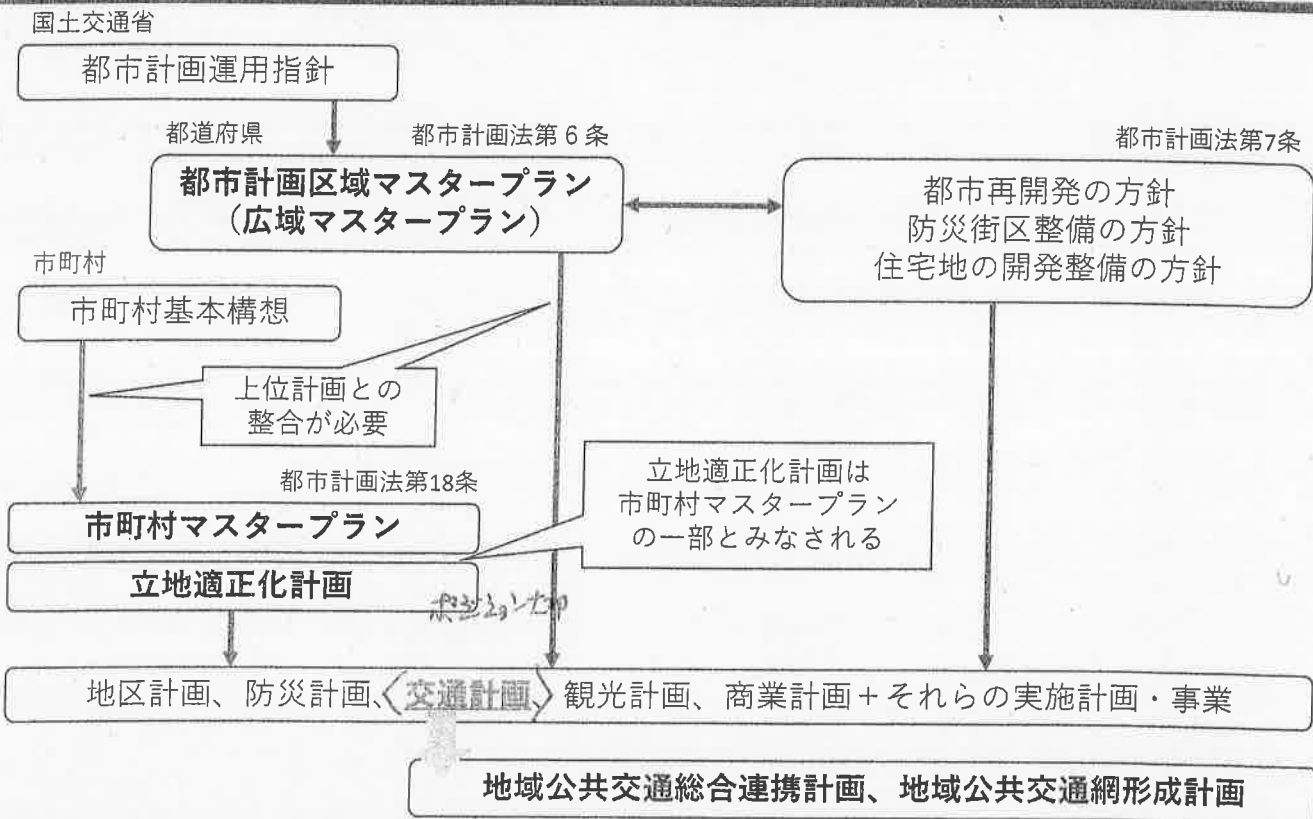
○北九州市域全体のCO2排出の削減目標(H62)に寄与
基準年(H17)から約50%削減



立地適正化計画と 地域公共交通網形成計画の整合性



都市計画の体系図

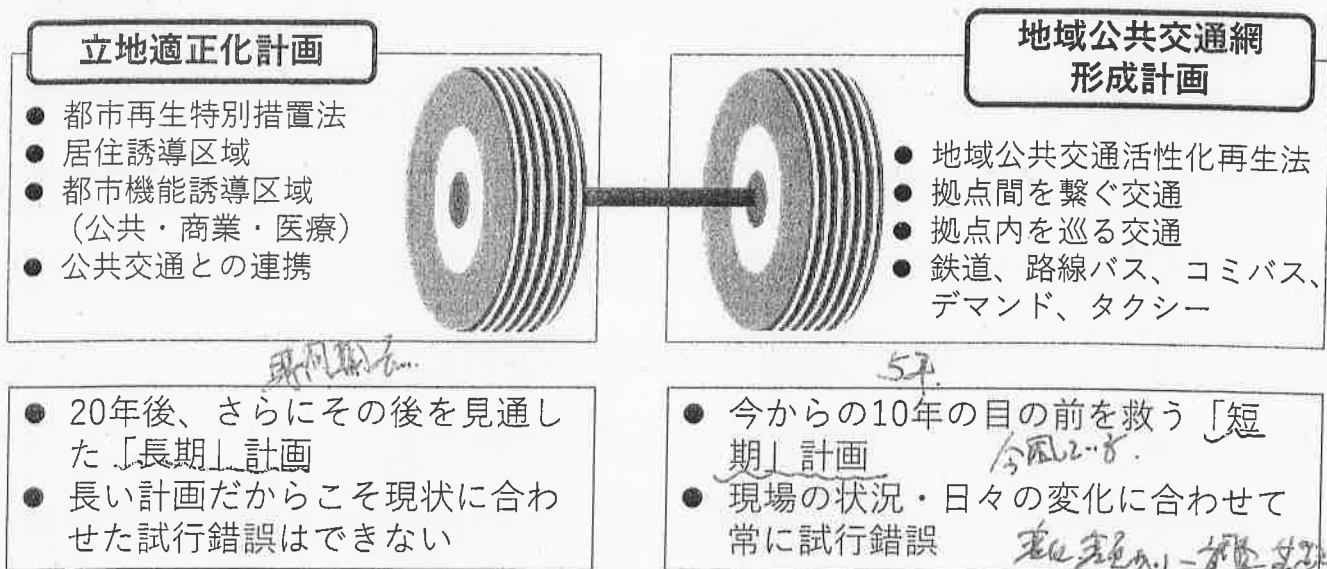




計画名	概要
市町村基本構想	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民による連携・協働の検討体制の構築と地域の創意工夫による生活交通の見直し ● 学校統合等に併せて路線バスの見直しにより公共交通空白域を減少 ● 駅前広場の整備を踏まえた公共交通空白域の減少 ● 路線沿線における意識啓発と利用促進
都市計画マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> ● 商店街・商業施設・医療機関等と連携し、公共交通の利用促進 ● 鉄道や各種バスの乗り継ぎ・利便性の向上 ● 市街地内での持続可能な公共交通網の形成 ● 周辺拠点や集落地での交通手段の維持・確保 ● 近隣の都市間を結ぶ公共交通サービス向上
立地適正化計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活交通の見直しによる公共交通空白域の減少 ● 公共交通による広域的なアクセス性を向上し、都市機能誘導区域と周辺の居住誘導区域の円滑な移動環境の構築 ● 市街地循環バスなどにより商店街・商業施設・医療機関等の都市機能の集積地の回遊性の向上
地域公共交通網形成計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設、商業施設等が立地する「生活拠点」の形成を図るため、公共交通のネットワークを充実・強化し、生活環境を維持・向上させ、暮らしやすい環境の形成と地域の活性化 ● 住民の日常生活圏を考慮した自治体間の移動を支える広域的な地域公共交通ネットワークの整備を進めることで近隣市町の中心的都市として魅力を高め、交流人口の増加と圏域全体の活性化

上位計画の方がやけに具体的

目的と手段の整合がとれているか



コンパクト+ネットワークを実現するための両輪ではあるが
同じ時間軸で考えてはならない



ご清聴ありがとうございました

**あなたの街の地域公共交通のため
にどこにでもいきます**

連絡先

ihara@aoni.waseda.jp

活動内容報告書兼
 政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

	期間又は月日	8月 2日(金) ~ 月 日()	
	支出先	岡崎 豊	
活動内容等	目的・内容・結果等	令和元年 8月2日 13:00~17:00 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県庁講堂 主催：鹿児島県及び一般財団法人地方研究機構 名称：地方振興セミナー 演題及び講師 人口減少社会における基礎自治体のあり方 講師：一ツ橋大学大学院方角研究科教授 辻 琢也氏 人口減少時代の広域連携 講師：西南学院大学法学部教授 勢一 智子氏 AI・RPAで変わる自治体業務 講師：早稲田大学政治経済学術院教授 稲継 裕昭氏 ※行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	用途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費	旅費等	111,260円 ✓
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		2	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

自治振興セミナー 実施要領

1 目 的

人口減少問題の克服と成長力の確保を目指す地方創生では、地方において、「地方版総合戦略」に掲げた施策全般にわたり本格的に事業展開を図るなど、全力で取り組みを進めているところです。

また、地方創生の基盤となる地方分権改革についても、第8次地方分権一括法では、提案募集方式に基づく地方からの提案について、都道府県から中核市への事務・権限の移譲や、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を推進するための関係法律の整備が行われています。

このような地方創生の推進、地方分権改革の進展に伴って、地方公共団体が、自主的かつ主体的に地域の実情に合った施策を展開するためには、地方公共団体の職員及び議会議員の一人ひとりが、地方創生や地方分権改革に対する理解を深めるとともに、政策の形成と実効性の確保に関する知識を深めることが重要です。

本セミナーは、以上のような背景を踏まえ、地方公共団体の職員及び議会議員の政策形成能力、法務能力の向上を図ることを目的として、都道府県と一般財団法人地方自治研究機構が共同して実施するものです。

2 主 催 鹿児島県及び一般財団法人地方自治研究機構

3 日時・場所 2019年8月2日（金）13:00～17:00 鹿児島県庁講堂 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 Tel 099-286-2111（代表）

4 受講対象者 200名程度

- (1) 市区町村の企画担当課、講演テーマに関わる担当課及び法制執務担当課の職員並びに市区町村議会議員
- (2) 都道府県の市区町村担当課、企画担当課、講演テーマに関わる担当課及び法制執務担当課の職員並びに都道府県議会議員

5 セミナーの内容

- (1) 開会 (13:00)
- (2) 「人口減少社会における基礎自治体のあり方（行政サービスの提供体制）」 (13:10～14:20)
一橋大学大学院法学研究科教授 辻 琢也 氏
- (3) 「人口減少時代の広域連携～圏域における協力体制の構築～」 (14:30～15:40)
西南学院大学法学部教授 勢一 智子 氏
- (4) 「AI・RPAで変わる自治体業務」 (15:50～17:00)
早稲田大学政治経済学術院教授 稲継 裕昭 氏

※ 演題は、都合により変更することがあります。

6 受 講 料 無料

【自治振興セミナー会場 鹿児島県庁講堂へのご案内】

会場までの交通案内

□ 鉄 道	JR 鹿児島中央駅から ・ 郡元電停下車徒歩 15 分 (約 900m)
□ バ ス	JR 鹿児島中央駅から ・ 市営バス 9 番線 16-2 番線 20 番線 27 番線県庁前バス停下車 ・ 鹿児島交通 32 番線県庁前バス停下車 ・ 鹿児島交通 32-1 番線海釣り公園前バス停下車徒歩 5 分 ・ 市営バス 11 番線県庁西バス停下車徒歩 5 分 ※乗り場は、全て「東 15」乗り場です。
■ 駐 車 場	・ 駐車場は数に限りがありますので、できるだけバスなどの公共交通機関をご利用ください。

鹿児島県庁講堂 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 TEL 099-286-2111 (代表)



自治振興セミナー

1 目的

人口減少問題の克服と成長力の確保を目指す地方創生では、地方において、「地方版総合戦略」に掲げた施策全般にわたり本格的に事業展開を図るなど、全力で取り組みを進めているところである。

また、地方創生の基盤となる地方分権改革についても、第8次地方分権一括法では、提案募集方式に基づく地方からの提案について、都道府県から中核市への事務・権限の移譲や、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を推進するための関係法律の整備が行われている。

このような地方創生の推進、地方分権改革の進展に伴って、地方公共団体が、自主的かつ主体的に地域の実情に合った施策を展開するためには、地方公共団体の職員及び議会議員の一人ひとりが、地方創生や地方分権改革に対する理解を深めるとともに、政策の形成と実効性の確保に関する知識を深めることが重要である。

本セミナーは、以上のような背景を踏まえ、地方公共団体の職員及び議会議員の政策形成能力、法務能力の向上を図ることを目的として、都道府県と一般財団法人地方自治研究機構が共同して実施するものである。

2 主催 鹿児島県及び一般財団法人地方自治研究機構

3 日時 令和元年8月2日(金) 13:00~17:00

4 場所 鹿児島県庁 講堂

5 講師・セミナー次第

- （経済・政治） 政策と行政の連携*
↳ 地域自治体の政策のあり方
- | | |
|--------------------------------|-------------|
| (1) 挨拶 | 13:00~13:10 |
| 鹿児島県副知事 | 岩切 剛志 |
| 一般財団法人地方自治研究機構理事長 | 井上 源三 |
| (2) 人口減少社会における基礎自治体のあり方 | 13:10~14:20 |
| 一橋大学大学院法学研究科教授 | 辻 琢也 |
| (3) 人口減少時代の広域連携～圏域における協力体制の構築～ | 14:30~15:40 |
| 西南学院大学法学部教授 | 勢一 智子 |
| (4) AI・RPA で変わる自治体業務 | 15:50~17:00 |
| 早稲田大学政治経済学術院教授 | 稲継 裕昭 |
- 地方自治体のあり方、各課の取り組み、地域連携～自治体のあり方*

人口減少社会における基礎自治体のあり方

13:10～14:20

一橋大学大学院法学研究科教授

辻 琢也

プロフィール

辻 琢也(つじ たくや)

一橋大学大学院法学研究科教授

■ 略 歴

専攻（専門）分野は、行政学、地方自治論。北海道生まれ。

東京大学大学院博士号取得。東京大学助手、政策研究大学院大学助教授等を経て、2005年から現在に至る。

この間、2014年から2018年まで一橋大学副学長、また、1996年から1997年まで米国ジョージタウン大学高等国際問題研究大学院ライシャワーセンター客員研究員を兼務した。

現在、総務省「国地方係争処理委員会」委員のほか、国土交通省「社会資本整備審議会」委員、総務省「基礎自治体による行政の共通基盤の構築に関する研究会」座長、総務省「人事評価の活用に関する研究会」座長、内閣府「地方創生推進交付金のあり方に関する研究会」座長などを兼務している。

主な著書は、『あたらしい自治体の設計』（共著）有斐閣、『自立と協働によるまちづくり読本』（共著）など。

人口減少時代の広域連携 — 圏域における協力体制の構築 —

14:30～15:40

西南学院大学法学部教授

勢一 智子

プロフィール

勢一 智子(せいいち ともこ)

西南学院大学法学部教授

■ 略 歴

1998年九州大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学。同年に西南学院大学法学部専任講師に着任、同助教授を経て、2007年より現職。2002-2003年、2005-2006年ドイツ・コンスタンツ大学客員研究員を兼任。専門分野は、行政法、環境法、地方自治法。

第31・32次地方制度調査会委員、地方分権改革有識者会議議員、同提案募集検討専門部会構成員および同地域交通部会構成員、中央環境審議会臨時委員。日本自治学会理事。九州を中心に地方行政実務にも携わり、福岡県行政改革審議会委員、北九州市行財政改革懇話会委員、福岡市環境審議会委員、宮崎広域連携推進協議会委員などを務める。

著書に、『BASIC 公共政策学第6巻 政策実施』（共著、ミネルヴァ書房、2010年）、『環境法のフロンティア』（共著、成文堂、2015年）などがある。

AI-RPA で変わる自治体業務

15:50～17:00

早稲田大学政治経済学術院教授

稲継 裕昭

プロフィール

稲継 裕昭(いなつぐ ひろあき)

早稲田大学政治経済学術院教授

■ 略 歴

大阪府生まれ。

京都大学法学部卒業。

大阪市職員、姫路獨協大学助教授、大阪市立大学法学部教授・同法学部長を経て平成19年から現職。京都大学博士（法学）。

この間、平成10～11年ロンドン大学LSE客員研究員、平成25～27年カリフォルニア大学バークリー校客員研究員。

[専門分野]

地方自治論、行政学、公共経営論、人事行政論

[著書]

『AIで変わる自治体業務』ぎょうせい、2018年

『シビックテック—ICTを使って地域課題を自分たちで解決する』（編著）勁草書房、2018年

『これ1冊でよくわかる！自治体の会計年度任用職員制度』学陽書房、2018年

『東日本大震災大規模調査から読み解く災害対応』（編著）第一法規、2018年

『震災後の自治体ガバナンス』（共編著）東洋経済新報社、2015年

『評価者のための自治体人事評価Q&A』ぎょうせい、2013年

『地方自治入門』有斐閣、2011年

ほか

[主な委員等]

内閣・公務員制度改革担当大臣アドバイザー、内閣官房・管理職のマネジメントに関する懇談会座長、総務省公務員部・大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会座長、大阪府人事委員等を歴任。

人口減少社会における基礎自治体のあり方

13:10～14:20

一橋大学大学院法学研究科教授
辻 琢也

人口減少社会における基礎自治体のあり方

一橋大学大学院法学研究科教授

辻 琢也

2019年8月2日鹿児島県

現代日本の中央・地方関係

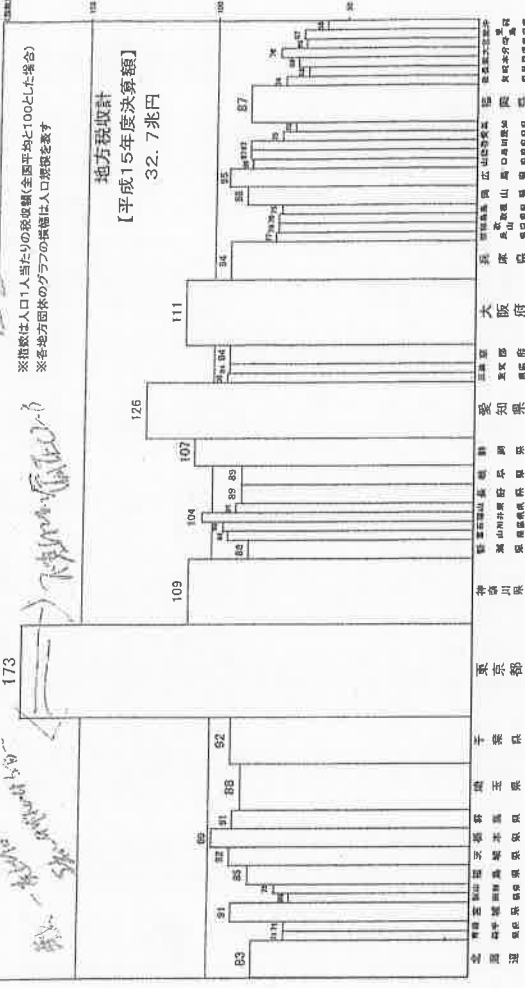
普通交付税は、基準財政需要額（標準的な財政需要）が基準財政収入額（標準的な財政収入）を超える団体に対して交付

都道府県	基準財政 需要額	基準財政 収入額	差引
北海道	11,164	4,956	6,208
青森	3,275	1,131	2,144
岩手	3,373	1,232	2,141
宮城	3,613	2,284	1,329
秋田	2,801	870	1,931
山形	2,782	1,007	1,775
福島	3,915	2,107	1,808
茨城	4,907	3,185	1,722
栃木	3,414	2,216	1,198
群馬	3,430	2,258	1,172
埼玉	8,732	6,693	2,039
千葉	7,757	6,034	1,723
東京	35,725	47,672	-11,947
神奈川	9,254	8,325	929
新潟	4,554	2,090	2,464
富山	2,433	1,162	1,271
石川	2,494	1,263	1,231
福井	2,130	865	1,265
山梨	2,170	907	1,263
長野	4,122	2,143	1,979
岐阜	3,777	2,063	1,714
静岡	5,284	3,841	1,443
愛知	10,068	9,349	719
三重	3,392	2,015	1,377

都道府県	基準財政 需要額	基準財政 収入額	差引
滋賀	2,633	1,494	1,139
京都	3,883	2,220	1,663
大阪	11,552	9,105	2,447
兵庫	8,149	5,182	2,967
奈良	2,671	1,125	1,546
和歌山	2,525	821	1,704
鳥取	1,841	501	1,340
島根	2,425	623	1,802
岡山	3,312	1,737	1,575
広島	4,418	2,733	1,685
山口	3,085	1,414	1,671
徳島	2,168	701	1,467
香川	2,110	1,032	1,078
愛媛	2,916	1,264	1,652
高知	2,313	623	1,690
福岡	7,020	4,515	2,505
佐賀	2,192	754	1,438
長門	3,301	1,108	2,193
熊本	3,462	1,392	2,070
大分	2,756	1,068	1,688
宮崎	2,781	955	1,826
鹿児島	4,049	1,400	2,649
沖縄	3,173	1,130	2,043

地方税の税源偏在の状況

(1) 地方税収計(県分、市町村分の合計値で作成)



地方交付税とは

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

性格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」(固有財源)

(参考) 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁
地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法理上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額

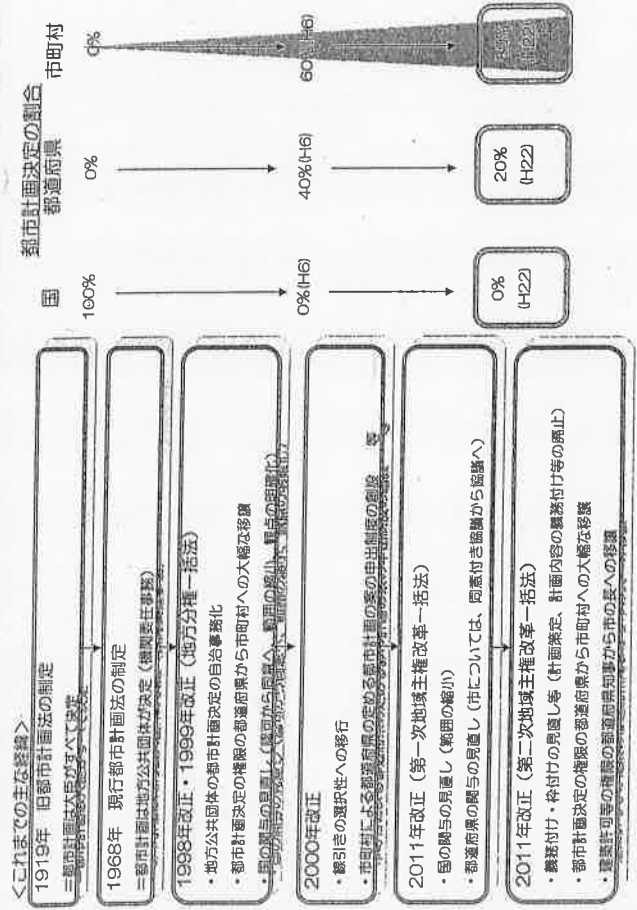
種類：普通交付税＝交付税総額の94%
特別交付税＝交付税総額の6%

交付時期：普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付
ただし、大規模災害による特別の財政需要を参酌して繰上げ交付を行うことができる。
特別交付税 12, 3月の2回に分けて交付
ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる。

地方分権改革の流れ

東京都においては、地方交付税法第21条の規定により都及び特別区の基準財政需要額、基準財政収入額をそれぞれ合算して算定。

都市計画における地方分権



都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等（移譲する主な事務・権限）

費負担教職員の給与等の負担・学級編制基準の決定・定数の決定

町立小中学校等に係る以下の権限について、指定都市に移譲。

- ・県費負担教職員の給与等の負担
- ・県費負担教職員の定数の決定
- ・学級編制基準の決定

（個人生活費所得額の2%を県から指定都市へ移譲）

権限	都道府県	指定都市
県費負担教職員の任命権	○	○
県費負担教職員の給与等の負担	○	○
県費負担教職員の定数の決定	○	○
学級編制基準の決定	○	○

院の開設許可

院の開設許可について、指定都市に移譲。

権限	都道府県	指定都市
診療所の開設許可 (病床数19床以下)	○	○
病院の開設許可 (病床数20床以上)	○	○

市計画区域マスタープランの決定（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定）

権限	都道府県	指定都市
区域区分決定 (市計画区域と市計画調整区域の区分)	○	○
都市計画区域マスタープランの決定 (市計画区域の方針、都市計画の目標等)	○	○

市計画区域マスタープランの決定について、指定都市に移譲。

（一市一区域マスタープランの都市計画区域に定めるもの）

改革の「総括」

- 20年の歩み～
- 第1次分権改革(H7～11):国と地方の関係が上下・主従から対等・協力へ
 - 第2次分権改革(H19～):主体的な改革の進展(権限移譲、規制緩和(義務付け、枠付けの見直し)等)
- 権限移譲(72項目(実施率69%))、義務付け・枠付けの見直し(975条項(実施率74%))

今後の「展望」～今求められる地方分権改革～

改革の使命・目指す姿

Mission ミッション

個性を活かし自立した地方をつくる

Vision ビジョン

- 行政の質と効率を上げる
- まちの特色と独自性を活かす
- 地域ぐるみで協働する

目指すべき方向

- 1 国と地方の役割分担の見直し(権限移譲等)
- 2 規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)の推進
- 3 地方財政の充実強化
- 4 重要な政策分野(土地利用等)に関する改革
- 5 改革の成果を実感できる情報発信の展開

改革の進め方

- 1 第4次一括法案の提出
 - ・次期通常国会に提出し、権限移譲を著実に推進
- 2 提案方式の導入
 - ・個々の地方公共団体の意見を広く取り上げる方式
- 3 手続方式の導入
 - ・個々の団体の意見を広く取り上げる方式
- 4 政府の推進体制の整備
 - ・地方の提案を受け止める恒常的な体制の整備
- 5 効果的な情報発信
 - ・SNS活用、地方の優良事例発信、全国コンボジュム等の開催

今後地方に期待すること

- 1 改革成果の住民への還元
 - ・地域課題の解決に向け独自の工夫を凝らし、地域を元気にする
 - ・住民に分かりやすい情報発信に努力
- 2 住民自治の拡充
 - ・政策形成過程への参画、協働の推進、地方議会の機能発揮
- 3 改革提案機能の充実
 - ・専門性を有する人材の養成、政策法務の強化
 - ・地方自治体の機能強化

農地転用許可に係る権限移譲等について（概要）

農地の総量確保のための仕組みの充実

○農地と地方が政策目標を共有し、相互に協力して実効性のある目標管理の仕組みを構築

- ・地域における農地の実態を反映(市町村の参画)
- ・市町村の意見聴取手続きの創設
 - ・地方六団体連言の採択
 - ・国と地方の十分な協議を担保
- ・国・都道府県・市町村の協議の場を設定 など

農地転用許可に係る事務・権限は、農地を確保しつつ、地域の事情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲等

- ・2～4haの農地転用に係る農地確保は、国土の放逐を防止し、農地確保
- ・(下記の指定市町村)については、当該指定市町村に移譲
- ・農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を達成するなど
- ・要件を満たしている大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲

見直し後	現行制度
都道府県 ※国協議 (法定受託事務)	国
都道府県 (自治事務)	都道府県 ※国協議 (法定受託事務)
都道府県 (自治事務)	都道府県 (自治事務)

基本方針

- ・目標管理等の基本的な方向
- ・都道府県の目標管理設定基準

意見聴取/意見
(国の目標管理案)
(都道府県設定基準案)

基本方針
・目標管理等に関する事項

意見聴取/意見
(国の目標管理案)
(都道府県設定基準案)

市町村

※上記経過の中で、地方六団体連言の実効性を検証し、今後の制度設計の進展に反映

(備考は、今回の見直し内容を記載)

人口減少時代の広域連携 -圏域における協力体制の構築-

地方自治研究機構・自治振興セミナー
2019年8月2日 (in 鹿児島県庁講堂)

西南学院大学 勢一 智子



人口減少時代の広域連携 -圏域における協力体制の構築-

14:30~15:40

西南学院大学法学部教授
勢一 智子

はじめに

- ◆ 「人口減少社会」の到来
- ◆ 持続可能な存在としての地域社会
- ◆ 持続可能な地域づくりのために
→ 「広域」 + 「連携」
⇒ 「圏域」形成

地方自治研究機構 - 圏域 - 連携

人口階級	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2040年増減	2040年人口
100万人以上	2,023	1,947	▲76	▲3.8				
90~100万人	1,654	1,557	▲97	▲5.9				
80~90万人	2,932	2,695	▲237	▲8.1				
70~80万人	2,149	1,865	▲284	▲13.2				
60~70万人	2,730	2,190	▲540	▲19.8				
50~60万人	792	550	▲242	▲30.6				
40~50万人	239	146	▲93	▲38.9				
30~40万人	12,518	10,949	▲1,569	▲12.5				
合計	3	2						

＜出典：第32次地方制度調査資料＞

＜出典：第32次地方制度調査資料＞

人口段階別市区町村の変動(2015→2040)【H30推計】

人口階級	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2040年増減	2040年人口
100万人以上	2,023	1,947	▲76	▲3.8				
90~100万人	1,654	1,557	▲97	▲5.9				
80~90万人	2,932	2,695	▲237	▲8.1				
70~80万人	2,149	1,865	▲284	▲13.2				
60~70万人	2,730	2,190	▲540	▲19.8				
50~60万人	792	550	▲242	▲30.6				
40~50万人	239	146	▲93	▲38.9				
30~40万人	12,518	10,949	▲1,569	▲12.5				
合計	3	2						

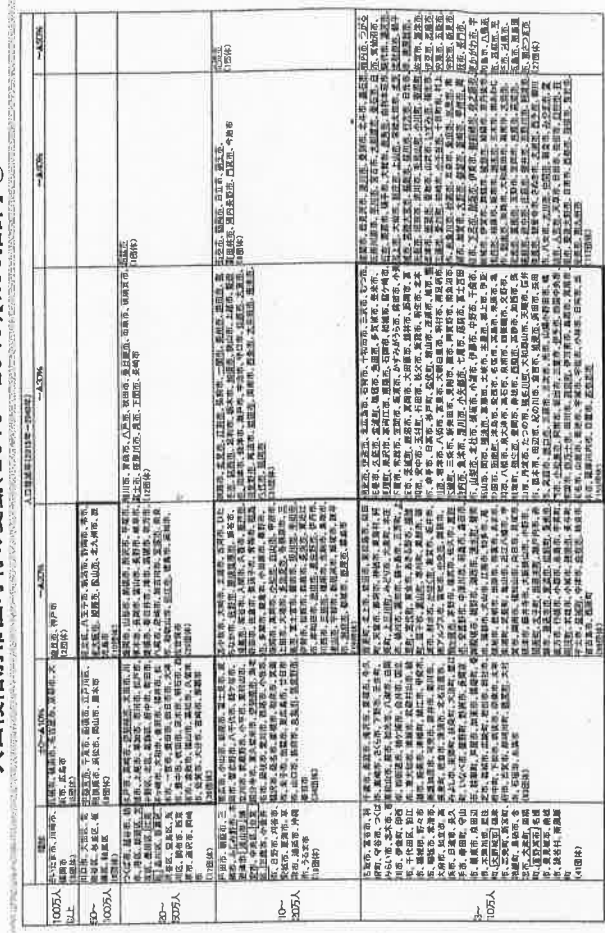
＜出典：第32次地方制度調査資料＞

人口階級	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2040年増減	2040年人口
100万人以上	2,023	1,947	▲76	▲3.8				
90~100万人	1,654	1,557	▲97	▲5.9				
80~90万人	2,932	2,695	▲237	▲8.1				
70~80万人	2,149	1,865	▲284	▲13.2				
60~70万人	2,730	2,190	▲540	▲19.8				
50~60万人	792	550	▲242	▲30.6				
40~50万人	239	146	▲93	▲38.9				
30~40万人	12,518	10,949	▲1,569	▲12.5				
合計	3	2						

＜出典：第32次地方制度調査資料＞

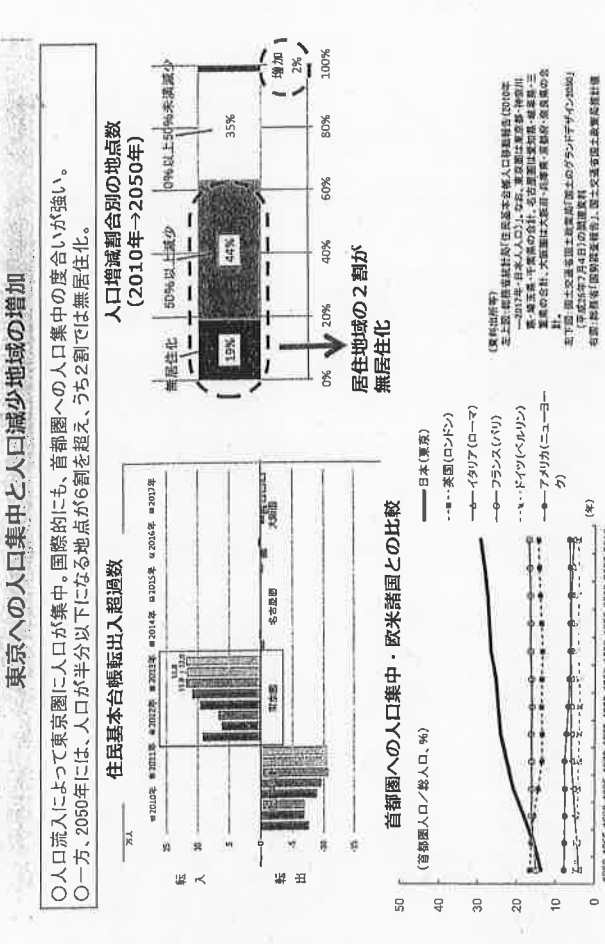
＜出典：第32次地方制度調査資料＞

東京への人口集中と人口減少地域の増加



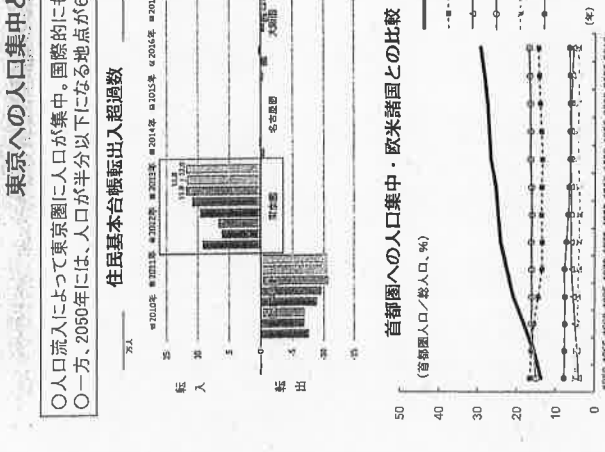
＜出典：第32次地方制度調査資料＞

人口増減割合別の地点数 (2010年→2050年)



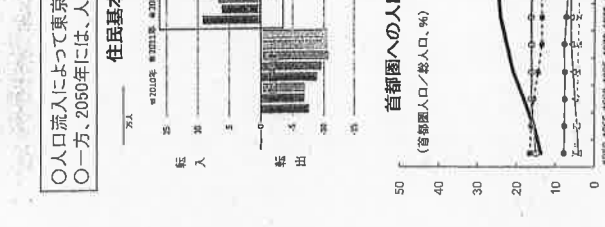
＜出典：第32次地方制度調査資料＞

住民基本台帳出入超過数



＜出典：第32次地方制度調査資料＞

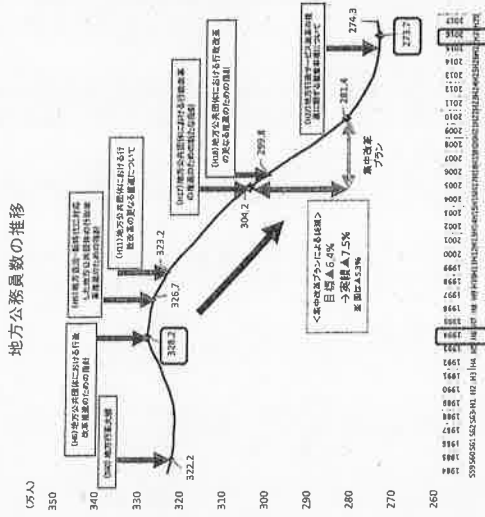
首都圏への人口集中・欧米諸国との比較



＜出典：第32次地方制度調査資料＞

2040年頃までの自治体行政の課題①

これまでの地方行率により職員数は減少。



出典：「自治体職2040構想研究会（第8回 平成30年2月）」事務局資料

< 出典：第32次地方制度調査会資料 >

2040年頃までの自治体行政の課題②

人口減少が進む2040年頃には更に少ない職員数での行政運営が必要になる可能性がある。

定員回帰指標による定員数の粗い試算（規模別平均）

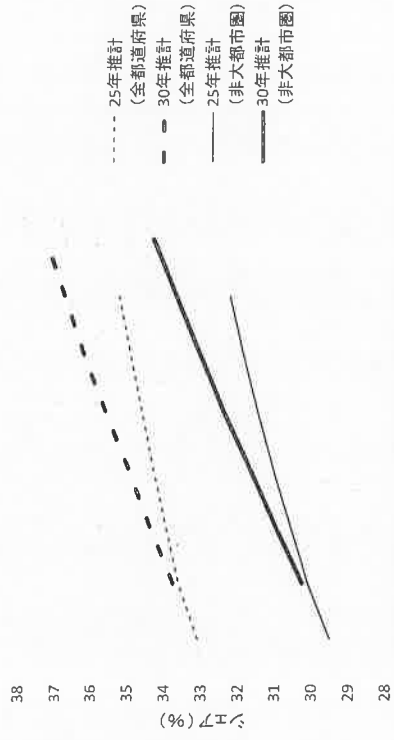
一般行政部門	2015年 職員数 (a)	減少率 (b)	2040年 職員数 (c)=(a)×(b)	差分 (d)=(c)-(a)	(参考) 人口減少率 (%)
都道府県	5,631	▲ 5.4	5,328	▲ 303	▲ 16.4
指定都市	4,600	▲ 9.1	4,181	▲ 419	▲ 9.2
中核市・移行特例市	1,205	▲ 13.9	1,038	▲ 168	▲ 15.0
一般市（人口10万人以上）	616	▲ 13.4	534	▲ 82	▲ 16.7
一般市（人口10万人未満）	286	▲ 17.0	237	▲ 48	▲ 23.5
特別区	1,423	▲ 4.5	1,359	▲ 64	▲ 6.4
町内（人口1万人以上）	122	▲ 13.8	105	▲ 17	▲ 23.3
町村（人口1万人未満）	62	▲ 24.2	47	▲ 15	▲ 37.0

※「定員回帰指標」は、人口と回帰のみを説明変数として、定員数の多寡を回帰分析により職員数を推定して示すもの。今回の試算は、各自治体の2015年人口（住基人口）と2040年の人口（推計値）を用いて、それぞれの職員数（参考数値）から定員回帰率（係数）を算出したもの。人口規模別に平均を掲載。
 ※ 定員回帰指標は、都道府県は平成22年度、指定都市、中核市、移行特例市は平成23年度、その他の市区町村は平成24年度に作成。

出典：「自治体職2040構想研究会（第8回 平成30年2月）」事務局資料

< 出典：第32次地方制度調査会資料 >

県庁所在都市人口のシエア



2010年 2015年 2020年 2025年 2030年 2035年 2040年 2045年

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」、「日本の地域別総推計人口（平成30年推計）」

< 出典：第32次地方制度調査会資料 >

地域社会に生じる変化

◆ 人口減少による地域社会の変化

- ① 人の変化
- ② 経済の変化
- ③ インフラの変化

◆ 地方自治体の組織体制に生じる課題等

→ 第32次地方制度調査会の資料より

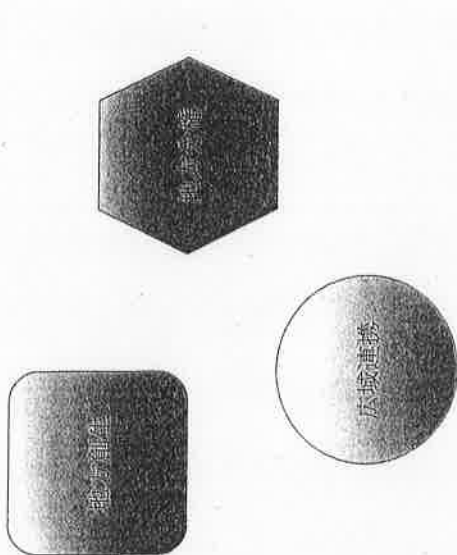
まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略(2018改訂版)」の全体像(詳細版)	
まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版) (~2019年度)	
第1期の仕上げと次のステージに向けて	
<p>① 国土強靭化の推進</p> <p>② 若年層の就業促進</p> <p>③ 女性の就業率向上</p> <p>④ 地方創生の推進</p> <p>⑤ 地方自治体の活性化</p> <p>⑥ 地方自治体のデジタル化</p> <p>⑦ 地方自治体のデジタル化</p> <p>⑧ 地方自治体のデジタル化</p> <p>⑨ 地方自治体のデジタル化</p> <p>⑩ 地方自治体のデジタル化</p>	<p>⑪ 地方自治体のデジタル化</p> <p>⑫ 地方自治体のデジタル化</p> <p>⑬ 地方自治体のデジタル化</p> <p>⑭ 地方自治体のデジタル化</p> <p>⑮ 地方自治体のデジタル化</p> <p>⑯ 地方自治体のデジタル化</p> <p>⑰ 地方自治体のデジタル化</p> <p>⑱ 地方自治体のデジタル化</p> <p>⑲ 地方自治体のデジタル化</p> <p>⑳ 地方自治体のデジタル化</p>

【地方創生】 三本の矢 | 積極投資(国庫補助金等)、人材支援(地方創生推進基金)、財政支援(地方創生推進基金)

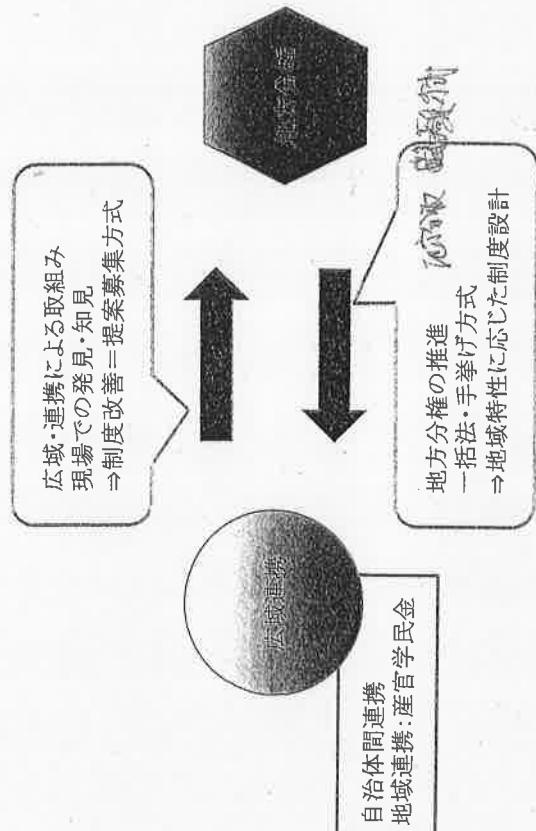
< 出典: まち・ひと・しごと創生本部HP >

地域活性化に向けた三政策

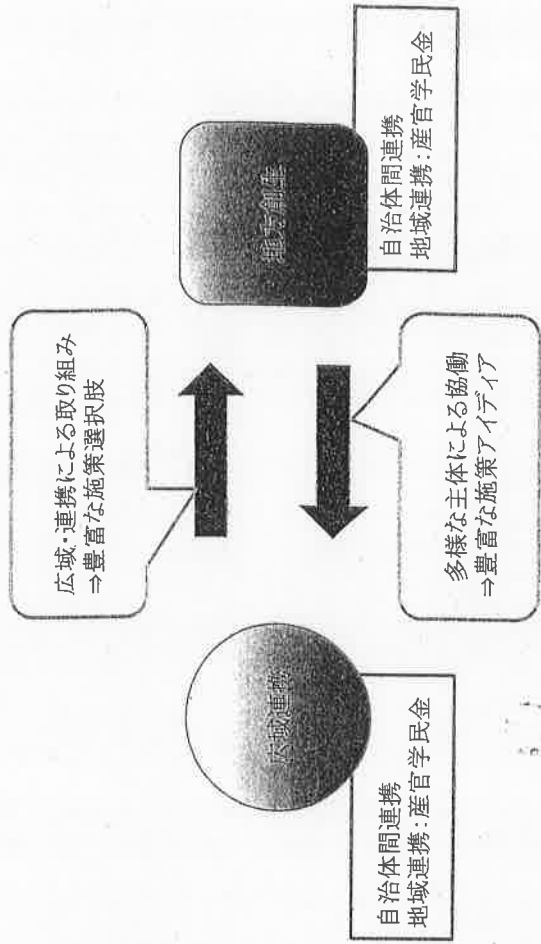
- ◆ 広域連携
- ◆ 地方創生
- ◆ 地方分権



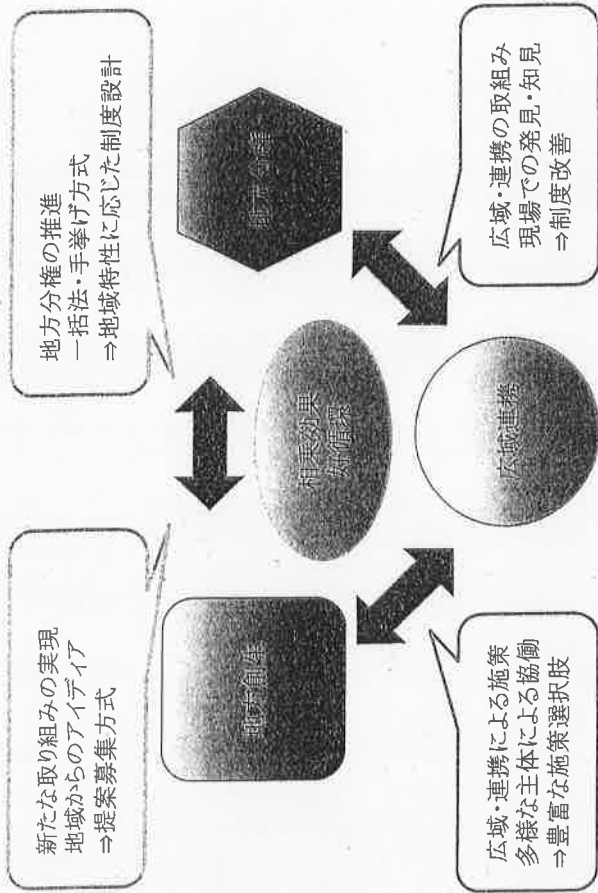
広域連携と地方分権の相乗効果



広域連携と地方創生の相乗効果



「三輪」の連携へ



みやざき共創都市圏の「挑戦」

- ◆ 地域の視点で一体的な地域形成
 → 広域連携 → 地方創生 → 総合計画
- ◆ 策定改訂作業のDIY
 → 都市圏ビジョンの毎年の改訂と副産物
- ◆ モデル事業を契機とするネットワーク形成
 → 地域の手で創る試行錯誤

地方分権改革に関する現在の取り組み

全国共通的な改革から多様性に根差した改革に進化していくことが求められていることを踏まえ、地方分権改革の今後の進むべき方向を明らかにするものとして、平成26年6月に「個性を生かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」をとりまとめ。

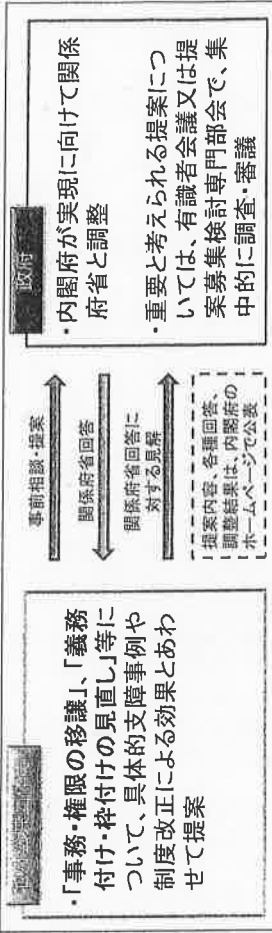
個性を活かし自立した地方をつくる ～地方分権改革の総括と展望(ポイント)～

新たなステージにおける地方分権改革

- 従来からの課題への取組に加え、地方の「**発意**」と「**多様性**」を重視した改革を推進
 - ・ 地方に対する権限移譲・規制緩和の提案を募る「**提案募集方式**」を開始
 - ・ 権限移譲に当たり、「**手挙げ方式**」を導入
 - ・ 地方分権改革有識者会議の「**専門部会**」を活用して、議論を深掘り
- 優良事例集の作成、SNSの活用や全国シンポジウムの新規開催等により、情報発信を強化
 - ・ 国民が地方分権改革の成果を実感することで改革の推進力に

地方分権改革における「提案募集方式」の概要・特色

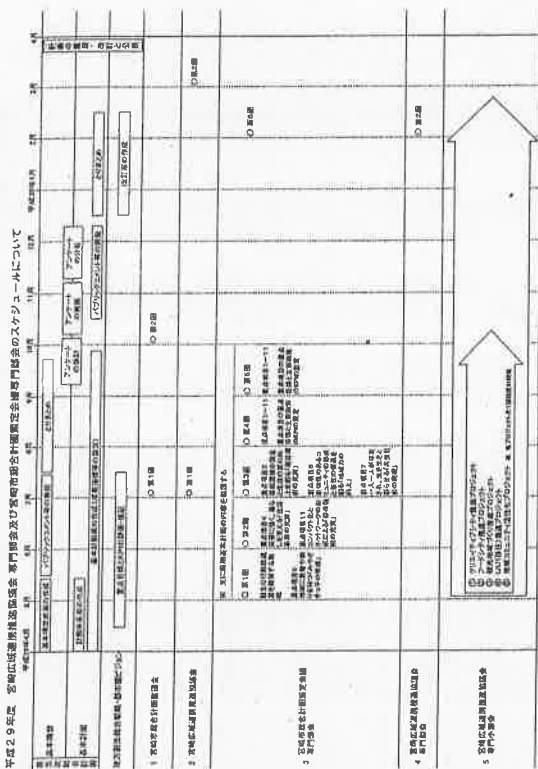
◆ 制度概要



◆ 提案募集方式の特色

- ① 従来型の事務局、地方6団体、学識経験者による項目選定によっては取り上げることのできなかった、義務付け・枠付けの廃止・縮減、障害項目についての提案があった。
- ② 具体的な支障の指摘を伴った説得力ある提案が多く見られた。
- ③ 制度改正につながらなくとも、実際の支障に即した解決方策を見出すことができたケースが多かった。
- ④ 手挙げ方式という新しい権限移譲の方式が活用された。

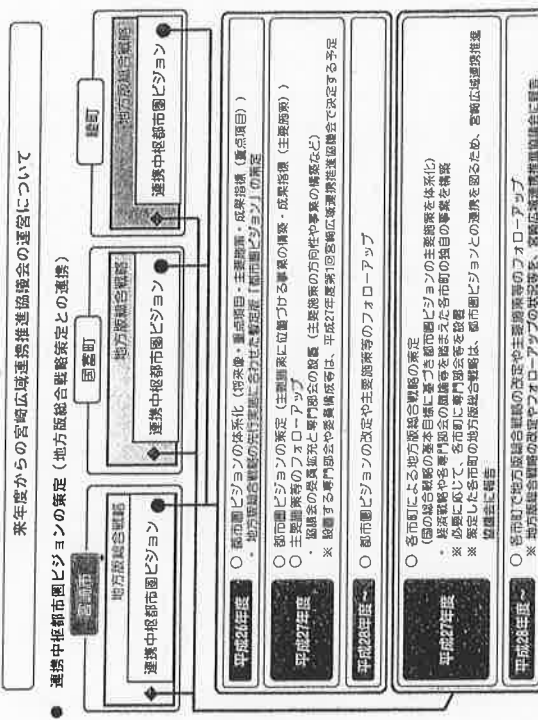
みやざき共創都市圏 (宮崎市総合計画との連携)



平成29年度 宮崎広域連携推進協議会 運営スケジュールについて

＜出典：宮崎広域連携推進協議会資料＞

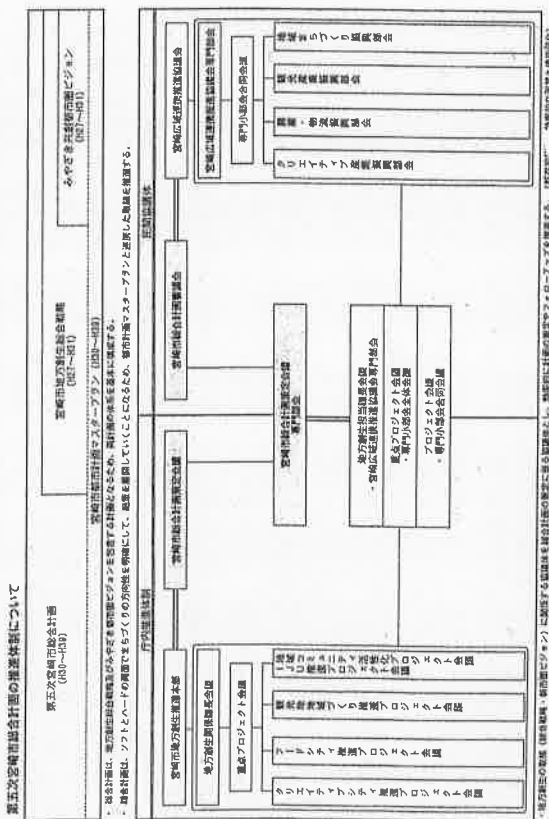
みやざき共創都市圏 (地方創生との連携)



平成28年度 総合計画・都市圏ビジョンの取組に係るスケジュール

＜出典：宮崎広域連携推進協議会資料＞

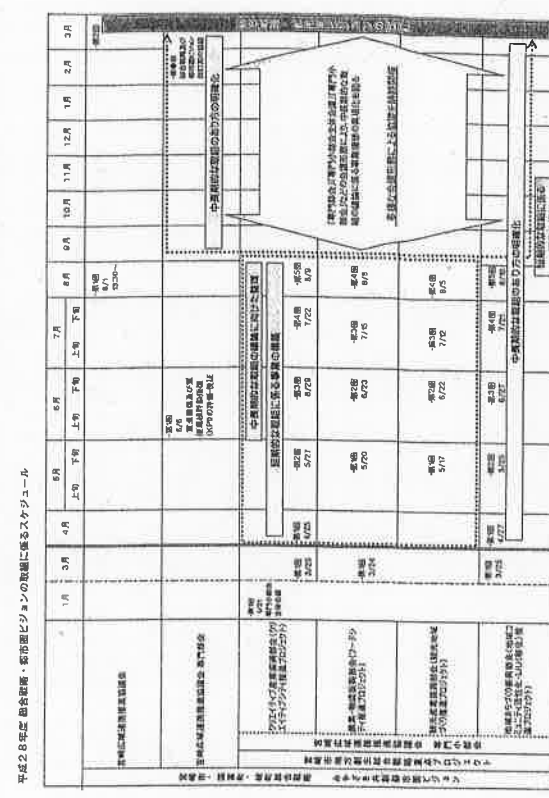
宮崎市・第5次総合計画 (体制)



平成29年度 総合計画・都市圏ビジョンの取組に係るスケジュール

＜出典：宮崎市作成資料＞

みやざき共創都市圏 (地方創生との連携)



平成28年度 総合計画・都市圏ビジョンの取組に係るスケジュール

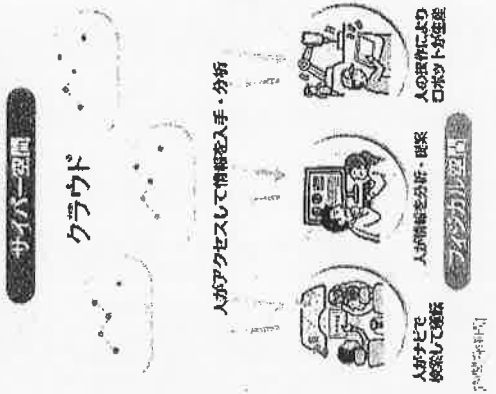
＜出典：宮崎広域連携推進協議会資料＞

- ◆ 「Society 5.0における技術は、社会に実装できれば、生活を豊かにし、産業の生産性を大きく高め、今後、生じうる様々な変化・課題の現れ方を変えていくことができる」
- ◆ 「Society 5.0の到来は、社会システムに変革を起す可能性がある。行政サービスの内容や提供体制を、Society 5.0の到来を前提としたものへ変革し、新たな技術を地域社会へ実装していくことができれば、人材不足や距離等の制約を乗り越え、課題の現れ方を変えていくことができる。」
(以上、第32次地方制度調査会資料)

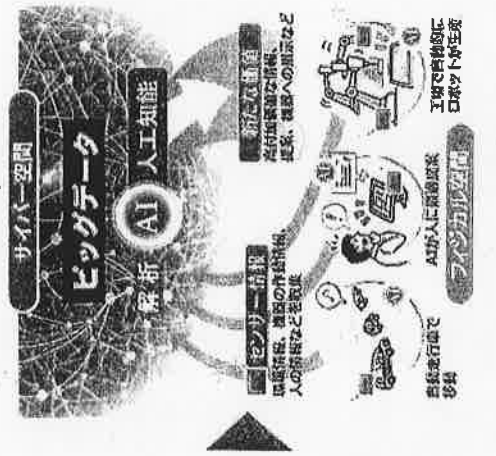
Society 5.0の実現

- 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く人類史上5番目の新しい社会であり、新しい価値やサービスが次々と創出され、人々に豊かさをもたらす「Society 5.0」の実現が課題。

これまでの情報社会(4.0)

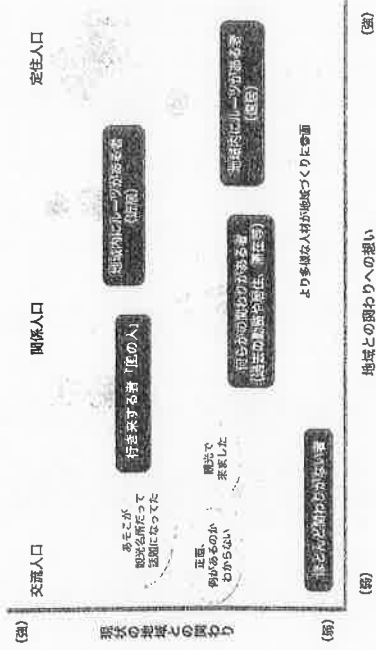


Society 5.0



- ◆ 「関係人口」への着目
- ◆ Society 5.0の実現
- ◆ 地域循環共生圏との協調
- ◆ 地域づくり理念の構築・共有
→自治体SDGs

「関係人口」への着目



自治体SDGs

「SDGsは、先進国、開発途上国を問わず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組として推進するものであり、多様な目標の追求は、日本各地域における諸課題の解決に貢献し、地方の持続可能な開発を推進するものです。」

SDGsにおいては、17のゴール、169のターゲットが設定されるところも、進捗状況を測るための約230の指標が提示されています。これらを活用することにより、行政、民間事業者、市民等の異なるステークホルダー間で地方創生に向けた共通の目標の達成が可能となり、政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能となります。」(内閣府地方創生推進室HP)

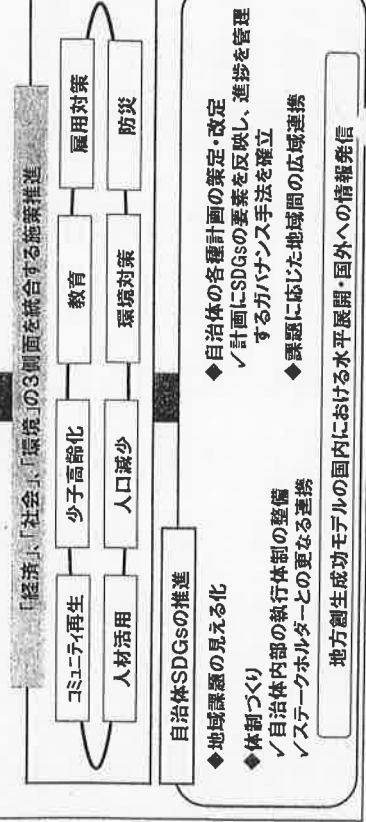


地方創生における自治体SDGs推進の意義

人口減少と地域経済縮小の克服 / まち・ひと・しごと創生と好循環の確立

人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域の活性化が実現

相乗効果：政策推進の全体最適化・地域課題解決の加速化



「Society5.0時代の地方」の実現

2016年12月20日総務省発表「地域力強化プラン」より

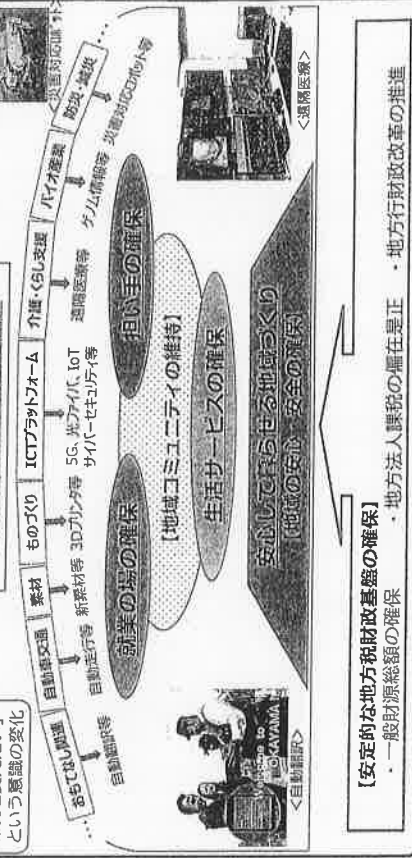
前提となる時代認識

Society5.0の到来 / 限界まで進んだ東京一極集中が孕むリスク、地方の疲弊 / 多発する災害

持続可能な地域社会の実現

～Society5.0の様々な可能性を活用する地域へ【地域力の強化】～

Society5.0を支える技術



【安定的な地方税財政基盤の確保】

・一般財源総額の確保 ・地方法人課税の偏在是正 ・地方財政改革の推進

地域循環共生圏との協調

各地域がその特性を生かした強みを発揮

→ 地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成

→ 地域の特性に応じて補完し、支え合う ⇒ 「農山漁村も都市も活かす」圏域



「第5次環境基本計画」
(2018年4月)で提唱

まとめにかえて

- ◆ 人口減少社会における地方自治
→2040への備え＝国の視点
- ◆ 2030? ポスト2040?
→持続可能な地域社会へ＝各地域の視点

*Vielen Dank
für Ihre Aufmerksamkeit!*

ご清聴ありがとうございました。

AI・RPA で変わる自治体業務

15:50~17:00

早稲田大学政治経済学術院教授
稲継 裕昭

AI・RPAで変わる自治体業務

令和元年度自治振興セミナー
令和元年8月2日(金)
15時50分~17時00分
鹿児島県庁講堂

早稲田大学政治経済学術院教授
稲継裕昭

自己紹介

- 京都大学法学部卒。大阪市職員13年のうち、姫路獨協大学、大阪市立大学法学部教授、同法学部長を経て、2007年から現職。京都大学博士(法学)
- 専門は行政学・地方自治論・公共経営論
- 総務省「志援職員の派遣の在り方に関する研究会」座長
- 総務省「地方公共団体における多様な人材の活躍と働き方改革に関する研究会」委員
- 文部科学省中央教育審議会「教員の働き方改革部会」委員
- 内閣人事局「管理職のマネジメント能力に関する懇談会」座長
- 地方税共同機構運営審議会委員
日本都市センター評議員
公務人材開発協会理事 ほか多数
- 『この一冊でよくわかる!自治体の会計年度任用職員制度』学陽書房,2018
- 『シビックテック-ICTを使って地域課題を自分たちで解決する』勁草書房,2018
- 『東日本大震災大規模調査から読み解く災害対応』(編著)第一法規,2018
- 『Aftermath: Fukushima and the 3.11 Earthquake』(編著) Kyoto Univ. press,2017
- 『震災後の自治体ガバナンス』(小原隆治)東洋経済新報社,2015
- 『自治体ガバナンス』放送大学教育振興会
- 『地方自治入門』有斐閣
- 訳著『テキストブック政府経営論』勁草書房
- 訳著『未来政府』(ギャビン・ニューサム)東洋経済
- ほか著書・訳書多数

私たちの暮らしとAI

- SIRI
- スマートスピーカー
- LINEによるチャットボット
- 旅行の提案、投資の手引き
- コールセンターの変容: ワトソンの普及
- 変なホテル
- 日本経済新聞決算短信の執筆
- ワトソンのさらなる展開
- 金融業界における急速な普及とその影響

Amazon → 「稲継裕昭」の著者ページ



2015年時点の新聞記事(産経、2015/4/14)

大手金融機関のワトソン導入状況	顧客対応の支援などへの活用を検討
三菱東京UFJ銀行	9月、コールセンターに試験導入
三井住友銀行	今夏、コールセンターに100台を本格導入
みずほ銀行	7月、コールセンターの音声分析の試行開始
三井住友海上火災保険	コールセンターの音声分析への本格導入を前向きに検討
あいおいニッセイ同和損害保険	平成28年にも保険金の支払い業務に導入
かんぽ生命保険	

AIで変わる自治体業務



2018年10月
ぎょうせい

目次 私たちの暮らしとAI(人工知能)

第1章 AI(人工知能)とは何か

- 第1節 「アルファ碁」の衝撃
- 第2節 AIの進化と第3次AIブーム
- 第3節 デイリーブライニング(深層学習)とは何か
- 第4節 今後のAIの展開

第2章 自治体におけるAI活用

- 第1節 情報提供型チャットボットAI
- 第2節 金銭操作、契約作業のAI
- 第3節 定型業務の自動化にRPAやAI活用
- 第4節 災害情報要約AI
- 第5節 道路補修効率化AI
- 第6節 職員業務支援AI
- 第7節 保育所マッチングAI
- 第8節 介護関係サービス利用者のケアプラン作り
- 第9節 過疎地域での御用聞きAI

第3章 AI活用の可能性

- 第1節 野村総研報告書ショック
- 第2節 民間で起きている仕事のソフトと人材再配置
- 第3節 技術革新と雇用への影響
- 第4節 AIが得意な仕事、不得意な仕事

第4章 AI新時代に自治体職員に求められるものとは

- 第1節 自治体職員数の推移
- 第2節 公務員に残る仕事—20年後の日本の自治体のイメージ
- 第3節 自治体でのAI活用が考えられる分野
- 第4節 AI時代に求められる人材、自治体で求められる人材
- 第5節 AI新時代に向けて自治体の人事部門がやるべきこと
- 第6節 自治体におけるAI導入の課題

(あらためて) AIとは何か

- アルファ碁の衝撃
- AIの進化と第3次AIブーム
 - 第1次AIブーム
 - 第2次AIブーム
 - 第3次AIブーム
- デイープラーニング(深層学習)とは何か
 - AIのカテゴリとディープラーニング
 - AIの強み
- 今後のAIの展開

8

チェス、将棋、囲碁

- アルファ碁
- 将棋 藤井7段の練習相手=AI
- DeepMind社 DQN(DeepQ Network)
- 深層強化学習 AIに報酬(エサ)をあげて学習させる
 - 例:ブロック崩し
- その後 Googleに買収され→アルファ碁の開発
- 新・アルファ碁ゼロ:2017年10月
 - 40日間で2900万局

9

変なホテル

- 2015年7月、長崎ハウスステーションに開業 (HIS)
 - 72室
 - 生産性の向上(人件費の削減)を目的にロボットを主体にホテルを運用
 - 開業時に10人の従業員
 - (同規模ホテルの3分の1)
 - →2016年3月 144室に従業員は?
 - 社員2人、アルバイト5人
- 低料金、珍しさ→満室が続く
 - 2017年3月 舞浜店(東DL) 8月 中部国際空港店/ 12月 西葛西店(東京)
 - 2018年2月 銀座店/ 4月 浜松町店(東京)/ 7月 浅草橋店、赤坂店(東京)/ 9月 羽田店(東京)
 - 2019年1月 博多店(福岡) 2月 心斎橋店 3月 西心斎橋店(大阪) 2019年4月 京都八条口駅前店 夏 浅草店(東京) 秋 りんくうタウン店(大阪) 2020年初頭 金沢店

6

金融分野でのAI活用とリストラ

- 顧客対応やコンサルティングにAI活用
 - みずほ銀行 コールセンター ワトソン
 - チャットボット AIが対応
 - AI による投資 WealthNavi
- 大リストラの始まり
 - みずほ1.9万人
 - 三菱UFJ 9500人
 - SMBCで4000人
- RPA(ロボティク・プロセス・オートメーション)



7

人工知能のカテゴリ

表 1-1 人工知能 (AI) のカテゴリ

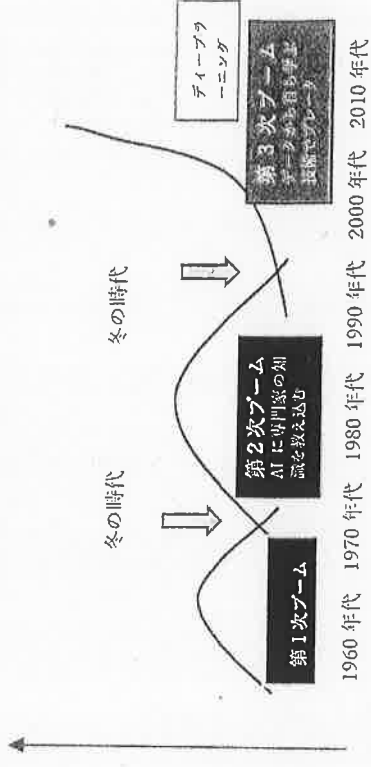
カテゴリ	意味	例示
カテゴリー 1	単なる制御 (言われた通りにやる)	温度が上がるとスイッチを入れる。下がるとスイッチを切る。
カテゴリー 2	対応のパターンが非常に多い (探索や知識を使って、言われた通りにやる)	探索や推論。将棋や囲碁で、決められたルールにしたがって、手を探す。
カテゴリー 3	対応のパターンを自動的に学習 (重みを学習する)	機械学習
カテゴリー 4	対応のパターンの学習に使う「特徴量自体」も学習 (変数も学習する)	型
		深層学習

資料出所：総務省「インテリジェント化が加速するICTの未来像に関する研究会」報告書 (2015) 13-14頁
に筆者加筆。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000363712.pdf

AIの強み

- ☐ 疲れない。24時間 × 365日稼働
 - 年間 8760時間
 - 人間は2000時間
- ☐ 繰り返しバージョンアップし永遠に成長し続ける
- ☐ マルチタスクが可能
- ☐ 機械同士での対話が可能

AIの進化と第3次AIブーム



筆者作成。

AIの第3次ブーム

- ☐ 第1次AIブーム 1956年から60年代
- ☐ 第2次AIブーム 1980年代
- ☐ 第3次AIブーム 2013年～
 - ⇐ ①CPUの飛躍的向上
 - ②ネット、スマホの普及
 - ③機械学習の進化と、
ディープラーニング (深層学習)